



(号外) 外閣府
(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目 次

〔官庁報告〕

国家試験

一 千二十五年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告（人事院）
一 千二十五年度税務職員採用試験公告（同）

公 告

諸事項

裁判所
特殊法人等
破産、免責、再生関係

中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等関係

会社その他

会社決算公告

一 三 一

五 三 五

官 庁 報 告

国家試験

2025年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和7年5月7日

人事院事務総長 佐々木雅之

- 試験の名称 2025年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）
- 試験の区分 事務、技術、技術（社会人）、農業土木、農業土木（社会人）及び林業
なお、事務（社会人）、農業、農業（社会人）及び林業（社会人）は、行わない。
- 注）国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の区分試験のうち、事務（社会人）、技術（社会人）、農業（社会人）、農業土木（社会人）及び林業（社会人）の各区分試験を「国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））」と、その他区分試験を「国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）」とそれぞれ総称する。
- 3 地域試験 試験の区分「事務」、「技術」及び「技術（社会人）」については、次に掲げる地域試験に区分し、実施する。
なお、試験の区分「技術（社会人）」の東北地域及び九州地域の地域試験は、行わない。

（地 域 試 験）

（地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲））

事務北海道地域	北海道
技術北海道地域	
技術（社会人）北海道地域	
事務東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
技術東北地域	
技術（社会人）関東甲信越地域	
事務関東甲信越地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
技術関東甲信越地域	
技術（社会人）関東甲信越地域	
事務東海北陸地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
技術東海北陸地域	
技術（社会人）東海北陸地域	
事務近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
技術近畿地域	
技術（社会人）近畿地域	
事務中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
技術中国地域	
技術（社会人）中国地域	
事務四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
技術四国地域	
技術（社会人）四国地域	
事務九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
技術九州地域	
技術（社会人）九州地域	
事務沖縄地域	沖縄県
技術沖縄地域	
技術（社会人）沖縄地域	

- 4 対象官職 定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官職（総合職試験及び専門職試験の対象官職を除く。）
- 5 給与 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表） （俸 給 月 額）
行政職俸給表(一) 1級5号俸 188,000円

国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、例えば、高等学校卒業後、30歳で採用された場合、次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表） （俸 給 月 額）

行政職俸給表(一) 20.7万円～24.6万円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。

6 受験資格 次に掲げる者とする。

(1) 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

ア 2025（令和7）年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び2026（令和8）年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 人事院がアに掲げる者に準ずると認める者

(2) 国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

1985（昭和60）年4月2日以降に生まれた者（2025（令和7）年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過している者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

7 第1次試験

(1) 試験種目

ア 試験の区分「事務」

基礎能力試験、適性試験及び作文試験

（第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び適性試験の成績を総合して行い、作文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

イ 試験の区分「技術」、「技術（社会人）」、「農業土木」、「農業土木（社会人）」及び「林業」

基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）

（専門試験（多肢選択式）の出題分野は別記のとおりとする。）

(2) 試験の実施日 2025（令和7）年9月7日（日）

(3) 試験地

ア 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

（地 域） （第 1 次 試 験 地）

北海道地域 札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市

東北地域 青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市

関東甲信越地域 水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、長野市、松本市

東海北陸地域 岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市

近畿地域 京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市

中国地域 鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市

四国地域 徳島市、高松市、松山市、高知市

九州地域 福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

沖縄地域 那覇市

イ 国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

（地 域） （第 1 次 試 験 地）

北海道地域 札幌市

東北地域 仙台市

関東甲信越地域 千葉市、東京都、新潟市、長野市

東海北陸地域 名古屋市、金沢市

近畿地域 京都市、大阪市、神戸市

中国地域 広島市

四国地域 高松市

九州地域 福岡市

沖縄地域 那覇市

注 試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

（4）第1次試験合格者発表 2025（令和7）年10月9日（木）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

8 第2次試験

(1) 試験種目 人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

(2) 試験の実施日 2025（令和7）年10月15日（水）から10月24日（金）までの間の指定する日

(3) 試験地

ア 国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

（ア）試験の区分「事務」及び「技術」については、7(3)アの受けようとする第1次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域に対応する第2次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局又は人事院沖縄事務所長が指定する都市

（イ）試験の区分「農業土木」及び「林業」については、原則として7(3)アの受けようとする第1次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域に対応する第2次試験地の都市のうち、人事院事務総長が指定する都市

（地 域） （第 2 次 試 験 地）

北海道地域 札幌市

東北地域 盛岡市、仙台市、秋田市

関東甲信越地域 前橋市、さいたま市、東京都、新潟市、長野市

東海北陸地域 名古屋市、金沢市

近畿地域 京都市、大阪市、神戸市、和歌山市

中国地域 岡山市、広島市

四国地域 高松市、高知市

九州地域 福岡市、長崎市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

沖縄地域 那覇市

イ 国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

（ア）試験の区分「技術（社会人）」については、3の受けようとする地域試験と同一の次に掲げる地域に対応する第2次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局又は人事院沖縄事務所長が指定する都市

（イ）試験の区分「農業土木（社会人）」については、7(3)イの受けようとする第1次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域に対応する第2次試験地の都市のうち、人事院事務総長が指定する都市

（地 域） （第 2 次 試 験 地）

北海道地域 札幌市

東北地域 仙台市、秋田市

関東甲信越地域 前橋市、さいたま市、東京都、長野市

東海北陸地域 名古屋市、金沢市
近畿地域 京都市、大阪市
中国地域 岡山市、広島市
四国地域 高松市、高知市
九州地域 福岡市、熊本市
沖縄地域 那覇市

注) 試験場は、原則として上記都市内に設けるが、受験者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

9 最終合格者発表 2025(令和7)年11月18日(火)に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

10 採用候補者名簿及び採用方法 試験の区分(地域試験の区分を含む。以下同じ。)ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11 受験手続

(1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと(申込専用アドレス [<https://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>])。

申し込みができる試験の区分は一つに限る。

なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2025(令和7)年6月13日(金)9時から6月25日(水)までとし、6月25日(水)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、7(3)の受けようとする第1次試験地に対応する地域と同一の11(2)に掲げる地域に対応する問合せ先に至急問い合わせること

(郵送・持参の申込みは2025(令和7)年6月13日(金)から6月16日(月)まで(ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。)とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信印あるものに限る。)

(2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

(地域) (問合せ先)

北海道地域 人事院北海道事務局 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目
東北地域 人事院東北事務局 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23
関東甲信越地域 人事院関東事務局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1
東海北陸地域 人事院中部事務局 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1
近畿地域 人事院近畿事務局 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60
中国地域 人事院中国事務局 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30
四国地域 人事院四国事務局 〒760-0019 高松市サンポート3-33
九州地域 人事院九州事務局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1
沖縄地域 人事院沖縄事務所 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15

12 受験上の配慮

(1) 視覚障害(読字障害)の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

(2) 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

13 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。
なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局(〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3)に行うこと。
- (2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
- (3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

試験の区分		専門試験(多肢選択式)の出題分野一覧	
技術	技術(社会人)	(出題分野)	野)
(1) 数学、物理及び情報	(2) 次の①~④から一つを選択		
① 電気・情報系		電気回路・電子技術・電子回路・電気機器・電力技術・電子計測制御及び通信技術・プログラミング技術・ハードウェア技術・ソフトウェア技術・コンピュータシステム技術	
② 機械系		機械工作・機械設計・原動機及び電子機械・生産技術・電気回路	
③ 土木系		測量、土木基盤力学、土木構造設計、土木施工及び社会基盤工学	
④ 建築系		建築構造、建築構造設計、建築施工及び建築計画・建築法規	
農業土木	農業土木(社会人)	農業土木設計、農業土木施工、水循環、測量及び農業と環境・農業と情報	
林業		森林経営、森林科学、測量、林産物利用・植物バイオテクノロジー及び農業と環境・農業と情報	

2025年度税務職員採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和7年5月7日

人事院事務総長 佐々木雅之

1 試験の名称 2025年度税務職員採用試験

2 地域試験 次に掲げる地域試験に区分し、実施する。

(地域試験) (地域の範囲(採用官署が所在する地域の範囲))

税務北海道地域 北海道

税務東北地域 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

税務関東甲信越地域 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県

税務東海北陸地域 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県

税務近畿地域 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

税務中国地域 烏取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

税務四国地域 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

税務九州地域 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

税務沖縄地域 沖縄県

3 対象官職 内国税の賦課及び徴収、酒類業の発達並びに税理士業務の運営の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4 給与 この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

(適用俸給表) (俸給月額)

行政職俸給表(一) 1級5号俸の俸給月額(188,000円)

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

(税務大学校入校時は行政職俸給表(一)1級5号俸の俸給月額が支給され、卒業後は税務職俸給表1級7号俸の俸給月額(218,200円)が支給される。)

5 受験資格 次に掲げる者とする。

(1) 2025（令和7）年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び2026（令和8）年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲げる者に準ずると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目 基礎能力試験、適性試験及び作文試験

（第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び適性試験の成績を総合して行い、作文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

(2) 試験の実施日 2025（令和7）年9月7日（日）

(3) 試験地

（地 域）	（第 1 次 試 験 地）
北海道地域	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市
東北地域	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市
関東甲信越地域	水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、長野市、松本市
東海北陸地域	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市
近畿地域	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市
中国地域	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市
四国地域	徳島市、高松市、松山市、高知市
九州地域	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市
沖縄地域	那覇市

（注）試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

(4) 第1次試験合格者発表 2025（令和7）年10月9日（木）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7 第2次試験

(1) 試験種目 人物試験及び身体検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

(2) 試験の実施日 2025（令和7）年10月15日（水）から10月24日（金）までの間の指定する日

(3) 試験地 6(3)の受けようとする第1次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域に対応する第2次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市

（地 域）	（第 2 次 試 験 地）
北海道地域	札幌市
東北地域	仙台市
関東甲信越地域	さいたま市、東京都
東海北陸地域	名古屋市、金沢市
近畿地域	大阪市
中国地域	広島市
四国地域	高松市
九州地域	福岡市、熊本市
沖縄地域	那覇市

（注）試験場は、原則として上記都市内に設けるが、受験者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

8 最終合格者発表 2025（令和7）年11月18日（火）に、受験番号及び試験地を、第1次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9 採用候補者名簿及び採用方法 地域試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10 受験手続

(1) 受験の申込み及び申込受付期間 受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス [<https://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>]）。

申し込むことができる地域試験の区分は一つに限る。

なお、受験の申込みの受理後における地域試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2025（令和7）年6月13日（金）9時から6月25日（水）までとし、6月25日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、6(3)の受けようとする第1次試験地に対応する地域と同一の10(2)に掲げる地域に対応する問合せ先に至急問い合わせること

（郵送・持参の申込みは2025（令和7）年6月13日（金）から6月16日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

(2) 受験票の発行 受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第1次試験の際に必ず持参すること。

（地 域）	（問 合 せ 先）
北海道地域	人事院北海道事務局 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目
東北地域	人事院東北事務局 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23
関東甲信越地域	人事院関東事務局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1
東海北陸地域	人事院中部事務局 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1
近畿地域	人事院近畿事務局 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60
中国地域	人事院中国事務局 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30
四国地域	人事院四国事務局 〒760-0019 高松市サンポート3-33
九州地域	人事院九州事務局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1
沖縄地域	人事院沖縄事務所 〒900-0022 那覇市樋川1-15-15

11 受験上の配慮

(1) 視覚障害（読み字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

(2) 身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3）に行うこと。

(2) 提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

(3) 試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

公報

細 帳

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第39号

愛知県半田市旭町5丁目63番地の1 ヴェルジュM1 101号
債務者 北村 明

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金澤 篤志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1624号

福岡県春日市上白水9丁目97番地
債務者 鳥居 亮裕

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐田 洋平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第192号

福岡県筑紫野市二日市南2丁目12番35号 S
weet Garden棟201号
債務者 西藤 裕一

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後渕 伸吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1414号

大阪市北区浪花町12-21 ローズコーポ平沙201号室、住民票上の住所鳥取市賀露町北2丁目10番23号
債務者 伏野 里奈

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川端さとみ
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第73号

札幌市北区屯田9条2丁目1番28号 パシフィックプレイスI-104号
債務者 高橋 陸

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 健司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第114号

函館市人見町20番15号
債務者 辻 宏樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本間 裕邦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

函館地方裁判所

令和6年(フ)第252号

青森県上北郡東北町大字大浦字東道ノ上21番地
債務者 竹内 広美

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木隆之助
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第81号

青森市西滝2丁目25番31号
債務者 村上 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須藤 真悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第361号

さいたま市中央区下落合4丁目2番17号 サンシャトー3号館201
債務者 酒井 隆生

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白鳥 俊昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第421号

埼玉県新座市片山1丁目14番25号
債務者 澤井 優志

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金田 恒平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第455号

さいたま市南区辻1丁目30番12号 フローレンス201
債務者 久保田大揮

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 憲武
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1309号

大阪市西区南堀江2丁目3番20-801号
債務者 前田 昌

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辰田 淳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1376号

大阪府東大阪市東石切町2丁目4番6号 ソニオ21 302号
債務者 上甲 光治

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 早瀬 靖恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第7号

熊本県八代市島田町1152番地4
債務者 井原 典子

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 知寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで

熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第646号

札幌市中央区南20条西7丁目1番3号
債務者 加藤 賢久

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水口 純次
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第5号

埼玉県深谷市瀬山365番地
債務者 深澤 清

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笠原 徳之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第528号

愛知県日進市赤池町箕ノ手2番地587 S C

タウン赤池A棟

債務者 松園電機こと 矢田 清一

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内千賀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第28号

広島県吳市東塙屋町13番5号

債務者 檜垣 俊幸

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大橋 真人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで

広島地方裁判所吳支部

令和6年(フ)第3848号

大阪府枚方市高野道1丁目21番11号

債務者 カフェ マテリアルこと 松嶋 朱美

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤岡 天斗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1490号

大阪府枚方市牧野本町1丁目9番1号

債務者 川俣 建治

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 大野健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで

令和7年(フ)第292号

堺市南区原山台5丁3番3-506号

債務者 加藤 隆徳

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 佳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第332号

沖縄県国頭郡金武町字金武4781番地1 池原一軒家2号棟

債務者 玉城 尚武

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島袋 達志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前9時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第534号

愛知県東海市加木屋町郷中12番地2、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字藤江字山敷174番地の1

債務者 細江 元気

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 裕美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第26号

佐賀県武雄市西川登町大字神六25907番地3

債務者 相川 司

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 孝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで

佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第1269号

大阪府枚方市茄子作4丁目26番22号

債務者 ロワゾブルーことメナードフェイシャルサロンことやすらぎの森こと 清水 恵

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市村 和也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第28号

佐賀県武雄市北方町大字志久3655番地12

債務者 大野 輝光

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福岡 寛章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第663号

愛知県長久手市菖蒲池813番地

債務者 津田 和孝

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 友梨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第30号

佐賀県杵島郡大町大字大町8732番地9

債務者 川崎 君子

- 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉丸 雄輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(フ)第3796号

大阪市平野区加美東5丁目6番33号 末久貸家 2号室

債務者 原こと 原 正典

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島 俊公
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第116号

札幌市東区中沼2条1丁目2番6号

債務者 黒川 真子(旧姓佐藤)

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第327号

札幌市東区北10条東10丁目3番10-105号

債務者 吉田 雅美

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第337号

札幌市手稲区稻穂3条1丁目3番17-101号

債務者 北澤あや子

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第338号 札幌市手稲区稲穂3条1丁目3番17-101号 債務者 北澤 謙祐 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第446号 北海道江別市向ヶ丘47番地の5 債務者 津島 政徳 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第81号 群馬県高崎市山田町21番地 ベルコート30402号 債務者 阿部 彩香 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第135号 相模原市南区西大沼2丁目48番11号 レオパレスコーコ丸喜102 債務者 青山 真也 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第369号 札幌市北区屯田7条2丁目12番24号 債務者 地挽名利彩 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第453号 札幌市南区川沿15条2丁目10番25-905号 債務者 伊藤 愛子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第40号 千葉県大網白里市ながた野2丁目23番地16、 前住所京都府八幡市八幡長田23番地の9 岸 方 債務者 森田 凌斗 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年(フ)第178号 相模原市中央区田名塩田3丁目3番1-407号 債務者 吉田加津子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第374号 札幌市豊平区月寒西4条9丁目3番37号 口 イヤルエミナス107号 債務者 辺見 翔太 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第482号 札幌市豊平区豊平1条1丁目1番8-302号 債務者 工藤 真治 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第436号 東京都武蔵野市中町2丁目18番14号サンパレス中町202 債務者 高木アレックス敬 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 東京地方裁判所立川支民事第4部	令和7年(フ)第68号 静岡県熱海市上多賀980番地の1 シャトル赤根崎1143、前住所京都府京都市伏見区醍醐池田町10番地 ラ・レーヴ5A 債務者 井上さりあ(旧姓小栗) 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 静岡地方裁判所沼津支民事部破産係
令和7年(フ)第437号 札幌市東区北8条東8丁目2番13-801号 債務者 伊藤 研二 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第488号 北海道石狩市花川南5条5丁目29番地 ベイ ステイ102号 債務者 近藤 朋明 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第501号 東京都日野市神明2丁目1番地の3マンショ ンやまぼうし306 債務者 荒木 結梨 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 東京地方裁判所立川支民事第4部	令和7年(フ)第99号 静岡県熱海市桜町13番10号 加藤アパート1号室 債務者 清水 勝利 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 静岡地方裁判所沼津支民事部破産係

令和7年(フ)第100号 静岡県熱海市桜町13番10号 加藤アパート1号室 債務者 清水 悅子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第393号 愛知県小牧市常普請2丁目131番地 サンパークヤマダ202号 債務者 鈴木 廣子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第430号 愛知県清須市西枇杷島町片町56番地 ビワハイツナカネ403、従前の住所名古屋市北区猿投町39番地 1Tビル102号 債務者 大手 瞳 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第545号 名古屋市北区山田1丁目7番41号 アバンシア大曾根102号 債務者 森 美咲 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第622号 愛知県尾張旭市平子町中通179番地 平子ハイツ302号 債務者 西原 敦也 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第644号 名古屋市中川区五月通1丁目16番地 グランデ三州5B号 債務者 渡辺 正夫 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第24号 福島県いわき市植田町林内24番地の8 債務者 大平 亮(旧姓佐久間) 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福島地方裁判所いわき支部 令和7年(フ)第33号 福島県いわき市泉町滝尻字加賀前23番地の16 債務者 稲坂 涼 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
--	--

令和7年(フ)第571号 福岡県糟屋郡宇美町大字井野31番地11 アカデミーレジデンス102号 債務者 三苦 節子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第573号 福岡市東区三苦2丁目28番41号 博多老人ホーム、申立時の住所福岡市中央区今川2丁目15番16号 ホワイトシャトー106号 債務者 納富 次枝 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第576号 福岡市早良区昭代1丁目1番1-301号 テングッド昭代NEXT 債務者 井口 武彦 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第10号 沖縄県島尻郡南風原町字本部302番地 南風原第二団地3-308、住民票上の前住所沖縄県島尻郡南風原町字新川140番地33 BELLEGARDEN207 債務者 浜比嘉世都子 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第592号 福岡市城南区樋井川2丁目25番25号 IT城南306号 債務者 熊谷 直美 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 仙台市若林区六丁の目中町7番25-303号 債務者 佐田由紀子(旧姓遠藤)	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 仙台市若林区一本杉町3番3号 債務者 氏家良知子	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第310号 仙台市若林区六丁の目中町7番25-303号 債務者 佐田由紀子(旧姓遠藤)			
令和7年(フ)第416号 仙台市若林区一本杉町3番3号 債務者 氏家良知子			
令和7年(フ)第18号 福島県いわき市常磐関船町3丁目12番地の7シャトー・バロン18-208号、住民票上の住所福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂132番地 猪狩二三男方 債務者 有馬 達夫 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 福島地方裁判所いわき支部			
令和7年(フ)第159号 栃木県真岡市熊倉町4792番地1 竹村ハイツ5号棟 債務者 山口 留美 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係			
令和6年(フ)第3028号 横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町53番地28 ウィンベルソロ保土ヶ谷第1 204号 債務者 加山 泰啓 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部			

令和6年(フ)第3030号 神奈川県大和市下鶴間2777番地5 2-307 債務者 山口 隼幸 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第583号 横浜市港南区野庭町635番地 野庭住宅6棟104号 債務者 阿出川隆太 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第824号 横浜市鶴見区市場上町7番27号 グリーンハイツ102 債務者 加藤 拓海 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第340号 京都府宇治市神明石塚63番地の33 債務者 間瀬 貴子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第254号 神奈川県茅ヶ崎市代官町8番48号 ブライトン代官町B201 債務者 高野 千賀 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第595号 神奈川県鎌倉市台4丁目14番20号 債務者 山本 雄一 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第265号 京都市伏見区向島二ノ丸町151番地 向島市営住宅5-3棟611号 債務者 上田 広明 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第350号 京都市中京区壬生坊城町48番地3 壬生坊城第2団地3-1126 債務者 向井登紀子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第442号 横浜市南区永楽町2丁目17番地2 MAX I V横浜伊勢佐木町1001 債務者 蔡 漢釗 (T S A I H A N C H A O) 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第707号 横浜市緑区西八朔町773-2 特別養護老人ホーム ふじ寿か園、住民票上の住所横浜市旭区万騎が原32番地1 2-108号 債務者 四谷 彰男 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第311号 京都府宇治市五ヶ庄北ノ庄33番地の38、前住所京都市伏見区醍醐柏森町8番地32 債務者 松本 理沙 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第146号 岡山市南区西高崎5-327 ラ・ファミーユ2階A号 平光咲方、住民票上の住所千葉県市原市姉崎2730番地3 プルミエール 102 債務者 青木 隆行 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第449号 横浜市金沢区六浦南3丁目4番34号 債務者 田中絵里香 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第792号 横浜市中区扇町3丁目10番地1 同栄マンション・コーポさくらB201 債務者 中田 智惠 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第334号 京都市伏見区小栗栖南後藤町6番地 小栗栖北団地13-206 債務者 岸上 恭政 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第235号 広島市東区上温品1丁目13番3-101号 シャルム 債務者 牧 由美 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第282号

広島県廿日市市玖島4103番地

債務者 山田美佐紀

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第114号

大分市上野丘東6番10号

債務者 幸重 和子

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第46号

茨城県取手市新取手3丁目2番6号

債務者 嘉指 青斗

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第53号

茨城県牛久市栄町86番地1(ホワイトコート202)

債務者 笠井 俊明

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第183号

東京都小平市天神町2丁目4番33号天神ハイツ

債務者 東 康太

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第252号

東京都八王子市堀之内2丁目17番地1フローライト八王子堀之内204号

債務者 山本 瑞那

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第414号

東京都福生市大字福生2456番地井上方

債務者 田中 幸

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第533号

東京都青梅市塙船70番地の1パールハイツⅡ102

債務者 高橋 昭弘

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第552号

東京都立川市柏町1丁目12番地都営柏町アパート10棟307号

債務者 岩崎 由佳

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第571号

東京都三鷹市大沢6丁目7番5号

債務者 溝上 誠

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第581号

東京都府中市晴見町1丁目25番地の41明星ハイツ25 2F

債務者 宮崎恵利子(旧姓長友)

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1090号

大阪市東成区深江北3丁目3番13-9001号

債務者 杉浦 康友

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1118号

大阪市西成区萩之茶屋2丁目8番8号 ウエルフェアマンションおはな 601号、前住所
大阪市西成区萩之茶屋2丁目8番8号 ウエルフェアマンションおはな 607号

債務者 砂原 大輝

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1185号

大阪府門真市中町9番13号 エクセル古川橋102号

債務者 日高 賢治

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1282号

大阪府守口市南寺方中通1丁目8番20号、前住所大阪市旭区清水4丁目3番15-702号

債務者 秋葉陽咲莉

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1326号

大阪府枚方市翠香園町19番35-410号

債務者 西村 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1386号	大阪市西成区岸里東1丁目6番17号 クラウンマンション 403号 債務者 垣内 良太 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1389号	大阪市港区三先1丁目6番28号 債務者 當山由希菜 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1441号	大阪府豊中市上野西3丁目1番50号 103号 債務者 瀬川 正樹 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1443号	大阪市東淀川区菅原1丁目15番11号 サンスリーハイツ菅原 505号 債務者 濱田 信芳 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1507号	大阪市東住吉区北田辺2丁目9番2号 ロイヤル北田辺 202号 債務者 横山美代子こと HWANG MID AE J A 黄 美代子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1633号	大阪市西成区千本中1丁目15番10号 朝日プラザ岸里パーセージュ 703 債務者 見取 信子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1697号	大阪府門真市大池町14番32号 コーポ田中502号 債務者 九鬼工務店こと 九鬼 保 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1704号	大阪市大正区南恩加島6丁目13番6号 債務者 西村 光美 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1710号	大阪市鶴見区茨田大宮3丁目3番6-505号 債務者 樋島 洋 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第8号	福岡県柳川市大和町豊原433番地3 コーポ中野1 201号、前住所福岡県大牟田市亀谷町114番地 債務者 秋山 由理 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 福岡地方裁判所柳川支部破産係
令和7年(フ)第6号	沖縄県うるま市字喜屋武110番地 コーポラス福木203 債務者 安里美和子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第15号	千葉県富津市大堀1232番地20 債務者 飯塚 かな(旧姓古澤) 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第30号	千葉県袖ヶ浦市長浦駅前6丁目10番地2 やさかハイツB棟1D号 債務者 齋藤しげる 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第32号	鹿児島県薩摩川内市五代町3007番地2 県営五代団地13号棟101 債務者 木練 悠斗 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和7年(フ)第65号	茨城県土浦市荒川沖107番地20 債務者 嶋村 一雄 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第74号	茨城県つくばみらい市谷井田2111番地3 セントリアつくば207 債務者 アレジャノ テハダ ジョエ ダビット (ARELLANO TEJADA JOE DAVID) 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第66号 新潟市西区小針南台9番17号 スタンリク ラーゼ101号 債務者 若林 梨奈 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第135号 新潟市北区須戸42番地 債務者 大塚 千春 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 沖縄地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(フ)第1143号 代替住所A、旧住所兵庫県尼崎市東園田町6 丁目83番地の1 東園田ストークハイツ101 債務者 宮川 泰子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 松江地方裁判所出雲支部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 長崎地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第104号 神戸市東灘区深江南町1丁目1番8-1号 債務者 依田 陽全 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(フ)第105号 神戸市東灘区深江南町1丁目1番8-1号 債務者 依田 明子	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 山口地方裁判所木花台北3丁目1番地 県営住宅 22棟3号	1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第91号

福島県郡山市富田町字西原52番地の1 スターハイツB-1号
債務者 渋谷 勝
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第413号

さいたま市見沼区大字大谷1822番地2 大宮
七里住宅3-205
債務者 今村 昌子
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第424号

埼玉県久喜市青葉2丁目9番地 県営久喜青葉団地A棟209号
債務者 佐々木純一
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第461号

さいたま市西区大字西遊馬378番地14
債務者 菅原真奈実(旧姓莊)
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

令和7年(フ)第480号

さいたま市桜区大字白鍬394番地 県営浦和しらくわ住宅1棟105号
債務者 早坂加奈子
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第490号

さいたま市南区内谷3丁目2番11号 グリーンガーデン武蔵浦和101
債務者 渡邊 琢朗
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第511号

埼玉県川口市上青木3丁目1番4号 コーポ青木B棟303号
債務者 赤井 高行
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第537号

さいたま市南区根岸5丁目6番6号 ピエタテール花園106号
債務者 松浦 優子
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第541号

埼玉県幸手市緑台1丁目16番2号
債務者 金子 亮太
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第562号

埼玉県川口市上青木2丁目43番22号
債務者 倉持 麻衣
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第580号

さいたま市桜区大字下大久保1135番地 フェリチエ浦和B218
債務者 福丸 哲矢
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第589号

埼玉県加須市北下新井317番地5
債務者 遠藤 晃
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第58号

金沢市額新保1丁目1番地1 県営住宅2棟13号
債務者 岸 健治
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第60号

石川県白山市長屋町ハ47番地1 市営第一長屋住宅3号棟314号室
債務者 南 裕也
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第9号

徳島県阿波市吉野町西条字野田原39番地4
野田原団地 51号
債務者 遠藤 公仁
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第56号

徳島県徳島市鷹匠町5丁目24番地 パレス鷹匠一番館301、住民票上の住所徳島県徳島市住吉3丁目1番7-507号 第4三宅ビル
債務者 佐川 凉夏
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第71号
 佐賀市東佐賀町15番20号 東佐賀団地506
 債務者 山中 歩
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
 　　佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第107号
 佐賀市鍋島町大字蛎久1番地 植木団地221号
 債務者 杉野 香織
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
 　　佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第108号
 佐賀市鍋島町大字蛎久1番地 植木団地221号
 債務者 杉野まりん
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
 　　佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第109号
 佐賀市鍋島町大字蛎久1番地外
 債務者 松本裕貴子
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
 　　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第21号
 佐賀県唐津市夕日9番地11
 傾務者 茶園 直希
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで
 　　佐賀地方裁判所唐津支部
令和7年(フ)第170号
 神奈川県足柄上郡中井町田中982番地
 傾務者 鈴木 良子
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
 　　横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第264号
 広島県廿日市市塩屋2丁目9番49号(201)
 傾務者 田中真由美
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
 　　広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第44号
 北海道苦小牧市柏木町6丁目8番20号 コーポフルベースD 103
 傾務者 原 広優
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 　　札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第48号
 北海道苦小牧市弥生町2丁目21番13号ヴィーナスヴィレッジ弥生202
 傾務者 高石奈保子
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 　　札幌地方裁判所苦小牧支部
令和7年(フ)第44号
 青森県八戸市大字田面木字外久保20番地6
 傾務者 橋場あゆみ
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 　　青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第49号
 青森県八戸市青葉2丁目12番15号 高砂荘3号
 傾務者 西野 次治
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 　　青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第215号
 宮城県岩沼市北長谷字切通1番地の1 A-1、従前の住所宮城県柴田郡柴田町大字船岡字上大原219番地4
 傾務者 山石美由紀
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第409号
 宮城県名取市上余田字千刈田801番地 ビレッジユティイエヤキ2号、従前の住所宮城县名取市大手町5丁目10番地の6 A1
 傾務者 曾我 直美
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 　　仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第58号
 秋田市桜四丁目9番26号 コーポくわさき8号
 傾務者 小林 和希
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 　　秋田地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第84号
 茨城県水戸市見川2丁目3084番地の3 トミタメゾンA棟
 傾務者 莊司 紗江
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 　　水戸地方裁判所
令和7年(フ)第105号
 茨城県水戸市見和1丁目359番地の6 県営桜ヶ丘アパート7棟302号
 傾務者 人見 栄子
 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 　　水戸地方裁判所

令和7年(フ)第57号
茨城県結城市新福寺2丁目1番地19 アンツ
レイエA103
債務者 津野 雅男
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第215号
東京都多摩市貝取1丁目1番地の1 b' C
ASA多摩永山Ⅱ re-born 407
債務者 吉田 真雪
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第386号
東京都多摩市落合4丁目3番地3-207
債務者 菅原 千里
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第529号
東京都多摩市諒訪4丁目3番地7-101
債務者 遠藤 和美
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第123号
静岡市葵区松富1丁目1番11-110号
債務者 村上 絵夢(旧姓諸岡)
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第531号
名古屋市港区稲永5丁目7番4-108号 西
稻永莊
債務者 進藤 昭彦
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第580号
名古屋市中村区畠江通3丁目11-1 ハーモニーテラス黄金1階103号室、住民票上の住所岐阜県各務原市前渡北町4丁目60番地2
債務者 丹羽 幸汰
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第598号
名古屋市港区丸池町1丁目1番地の1 丸池
莊1棟204号
債務者 美容室心合こと 成瀬 徳
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第618号
名古屋市中川区野田1丁目528番地 名西
ベース212号
債務者 筒井 肇
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第620号
名古屋市千種区富士見台2丁目8番地 パー
クシティ富士見台C-505号
債務者 和田 悠里
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第646号
名古屋市中区大井町2番1号 ヴァリエ東別
院903号
債務者 富田 翼
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第671号
愛知県日進市藤塚3丁目82番地 エスパワー
ル藤塚101
債務者 吉岡 浩行
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第691号
名古屋市守山区大字上志段味字竹の腰383番
地の1 エルステージ志段味
債務者 小野 幹夫
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第4528号
大阪市平野区加美北3丁目9番7号 アッシュ梅ゾン平野ノースⅡ 304号
債務者 遠藤 麻依
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第849号
大阪市住之江区中加賀屋2丁目12番5-502号、前住所大阪市住之江区西住之江3-13-3-204
債務者 浦田万記子
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第850号
大阪市住之江区中加賀屋2丁目12番5-502号、前住所大阪市住之江区西住之江3丁目13番3-204号
債務者 浦田信一郎
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第1071号
大阪市東住吉区西今川3丁目15番23号 三和
マンション 303号、前住所大阪市東住吉区
東田辺1丁目19番12-7001号
債務者 平出 順子
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第1253号
大阪市城東区諒訪2丁目14番2号
債務者 本田 康義
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第1301号
大阪市東淀川区南江口1丁目2番98-609号
債務者 小寺 慶輔
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第1371号
大阪市西淀川区野里2丁目5番11号 プレ
アール塚本Ⅳ 202号室、前住所大阪府岸和
田市吉井町2丁目18番14号
債務者 長谷川 聰
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1478号
大阪市東淀川区大道南2丁目4番26-303号
債務者 井上 侑祐
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1676号
大阪市住吉区杉本2丁目31番5号 ツイン住吉1 401号
債務者 殿井 静
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1712号
大阪市東淀川区下新庄4丁目9番31号 芝野マンション 3A号
債務者 岡本 繁夫
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第129号
神戸市中央区南本町通6丁目2番3号 グレイス三宮301号室
債務者 西丸 愛未
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第139号
神戸市垂水区西舞子1丁目9番10-203号
債務者 小田 貴史
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第210号
神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目8番12-401号、
従前の住所高知県高岡郡佐川町平野546番地
債務者 片岡 巨樹
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第214号
神戸市兵庫区下祇園町36番1-102号、従前の住所神戸市兵庫区新開地4丁目3番21-304号
債務者 梅垣 昌宏
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第225号
神戸市北区北五葉3丁目8番24-206号
債務者 森田 周子
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第240号
神戸市兵庫区東山町1丁目11番1号 シティ
フラット603号室
債務者 スナック京ちゃんこと 高田 京子
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第144号
兵庫県尼崎市宮内町1丁目31番地の1 アクシ
リア尼崎302
債務者 荒木絵梨奈
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第147号
兵庫県芦屋市大東町15番14-303号
債務者 中野 富弘
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第161号
兵庫県尼崎市武庫元町1丁目21番5号ロイヤ
ルメゾン武庫之荘VII101
債務者 佐伯 明美
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第150号
岡山県赤磐市山陽6丁目1番4-301号
債務者 埼和 舞(旧姓常次)
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第174号
岡山市中区赤田143番地1 第2プレzent
201
債務者 高田 道子
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第176号
岡山市中区祇園19番地1 レフィナードA棟
102号室
債務者 重松 美紀
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第197号
岡山市北区津倉町2丁目8番12号 レオネク
ストグリーンベース103、旧住所山口県下関
市綾羅木本町3丁目10番18号 ミキハウスB
棟103号
債務者 森山 栄平
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第77号
長崎県長崎市春木町17番13号
債務者 川上 佑介
1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第120号
大分市今津留3丁目6番23号 レオハウス
102
債務者 長浜 多恵
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第130号
大分市永興2丁目10番28号
債務者 角田 優貴
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第141号
大分市大字迫408番地の1 グランシャリ
オ・パル103
債務者 間曾 奈美
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第136号
鹿児島市鴨池2丁目28番3-1111号、前住所
福岡市西区小戸4丁目15番31-204号 C r
e a C o u r t 姪浜
債務者 合津 玲乃
1 決定年月日時 令和7年4月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第17号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西15番
地1
債務者 押川 正樹
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和7年(フ)第18号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西15番
地1 (G棟107)
債務者 押川 翼
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和5年(フ)第2069号
福岡市東区千早5丁目32番10-1306号 グラ
ンフォーレ千早プレミア
破産者 佐藤 俊之
1 決定年月日 令和7年4月11日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1373号
福岡市東区東浜1丁目3番32-816号 クラ
ブオリエンツNO. 82 E M P R E S S
破産者 永峯 孝子
1 決定年月日 令和7年4月11日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2279号
福岡県糸島市香力322番地3、前住所福岡市
中央区今泉1丁目9番6-604号 レジデン
ス松寿
破産者 菊川 節子
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第172号
群馬県太田市熊野町3番10号
破産者 小川 泰輔
1 決定年月日 令和7年4月15日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第199号 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4927番地1 破産者 川島まり子 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2021号 福岡市西区大字飯氏993番地12 パンシオン ブランジュB104号 破産者 藤木 輝紀 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1062号 福岡市早良区西新2丁目19番2号 イルピーノ3B 破産者 高瀬 智彦 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2089号 福岡市東区千早4丁目14番26-1312号 グランフォーレ千早マークスクエア イーストウイング、前住所東京都江戸川区東葛西6丁目13番4号 オランジエリー604 破産者 永野 重和 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1148号 福岡県春日市桜ヶ丘6丁目94番地 東荘101号 破産者 熊本 英治 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2169号 福岡市中央区六本松4丁目1番16号 六本松ビル305号 破産者 山本 朋美 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1236号 福岡市南区花畑2丁目47番24-401号 ロマネスク花畑 破産者 原田千津子 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2211号 福岡市東区松香台2丁目6番9-712号 メモリーブラザ九産大前 破産者 津嶋 明佳 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1508号 福岡市早良区内野5丁目22番29-5号 破産者 小橋 佳子 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2218号 福岡市中央区小笹1丁目15番10-106号 力メリヤ小笹 破産者 黒岩成鶴紀 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2419号 福岡県朝倉市杷木池田440番地15 グレース・ガーデンD201号、前住所熊本市北区麻生田3丁目15番8-301号 ヒルズコート 破産者 森本真喜子(旧姓重松) 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第2426号 福岡県宗像市自由ヶ丘6丁目3番地39 破産者 大山 裕也 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第7号 福岡市中央区港3丁目1番71-402号 サヴォイグランデス、前住所福岡市東区菅松3丁目16番30-102号 Vitesse 箱崎 破産者 行武 壮氣 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第1785号 福岡市東区原田2丁目29番11-305号 パークコート箱崎グランデ 破産者 金子ちづる 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第1925号 福岡市東区和白4丁目18番16号 アルモール和白305号 破産者 Clean up mikiこと山本 美樹 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第2263号 福岡県筑紫野市大字常松239番地12、前住所福岡県筑紫野市針摺西1丁目8番3号 破産者 岡部 時男 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第2375号 福岡県糟屋郡志免町南里7丁目3番1-202号 破産者 若杉喜久子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第151号 沖縄県宜野湾市真栄原1丁目10番6号 シティコボ真栄原 2-C 破産者 津堅 翔 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和6年(フ)第225号 沖縄県沖縄市美里5丁目18番15号 平良マンションⅢ201号室 破産者 吉山 温志 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和6年(フ)第301号 沖縄県うるま市字赤道11番地8 平良アパート2F(B) 破産者 名護 渉 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和6年(フ)第314号 沖縄県うるま市字田場38番地 エアリーMASAKATSU401 破産者 大河内未彩子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和6年(フ)第159号 福島県いわき市久之浜町久之浜字籠内1番地の3 破産者 柳井 栄子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所いわき支部 令和6年(フ)第633号 相模原市中央区共和4丁目16番13号 コーポラス銀河201 破産者 片倉 智一 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部 令和6年(フ)第209号 長野市吉田5丁目29番7号、旧住所長野市大字鶴賀409番地2 モダンイースト101号室 破産者 星野 敦子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第1832号 名古屋市昭和区戸田町1丁目3番地の7 破産者 高木 秀和 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(フ)第2692号 愛知県東海市名和町緑陽台20番地 サンミツヤ102号 破産者 山元 真 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(フ)第2748号 代替住所A(旧住所 愛知県知多市佐布里字長田脇21番地の88) 破産者 福本 弥生 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
---	--	---

令和6年(フ)第2814号 名古屋市北区尾上町1-2 尾上団地6棟 1007号、住民票上の住所名古屋市中区栄5丁目11番4号 第3タジックビル1002号 破産者 島田 昌卓 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第2215号 福岡市早良区飯倉2-12-12 レオパレスH 1 R O E 107号、住民票上の住所北九州市小倉南区徳吉西2丁目7番16号 破産者 上田 隼継 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第305号 沖縄県那覇市樋川1丁目26番19号 ホワイト ペル201 破産者 山下 洋子(旧姓塙原) 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第2974号 名古屋市瑞穂区惣作町1丁目44番地の11 スペーシア堀田907号 破産者 上ノ山太介 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第2244号 福岡市博多区東比恵3丁目18番2-204号 アーベイン東比恵駅前 破産者 新川ひろみ 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第192号 沖縄県沖縄市泡瀬2丁目24番8号 第3沖創 ビル1-D 破産者 稲嶺 勇気 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	令和6年(フ)第1288号 仙台市宮城野区原町1丁目1-66-305、住 民票上の住所大阪府吹田市末広町21番60- 303号 破産者 井上 晴木 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第3046号 名古屋市昭和区雪見町1丁目15番地の5 コーポフジ302号 破産者 菊池 拓弥(旧姓山田) 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第2252号 福岡市早良区野芥7丁目15番6-202号 グ レース I W A S A K I 破産者 角 香菜子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第192号 沖縄県沖縄市泡瀬2丁目24番8号 第3沖創 ビル1-D 破産者 稲嶺 勇気 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	令和6年(フ)第1330号 仙台市宮城野区鶴ヶ谷5丁目23番地 ビレッ ジハウス仙台鶴ヶ谷5丁目3号棟402 破産者 佐藤 年幸 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1718号 福岡県春日市下白水北2丁目43番地 破産者 坂本 英伸 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第2401号 福岡市城南区七隈8丁目6番37号 手嶋ビル 401号 破産者 佐藤 鮎子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第293号 沖縄県中頭郡北谷町字宮城1番地22 比嘉ア パート302 破産者 小笠原香純 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和6年(フ)第1348号 仙台市泉区南光台東2丁目34番20号 コーポ いまの203、従前の住所仙台市泉区松森字長 岫3番地の16 レジデンス仙台泉303 破産者 鶴尾 昭 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第219号 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3208番地4 破産者 貫井 道夫 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和6年(フ)第854号 宮城県塩竈市大日向町34番12号 コーポゆた か203号 破産者 小川 良一 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第219号 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3208番地4 破産者 貫井 道夫 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和6年(フ)第219号 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3208番地4 破産者 貫井 道夫 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第671号

埼玉県越谷市大字下間久里1135番地1 メイツ越谷117号
破産者 田山 諭
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第680号

埼玉県越谷市越ヶ谷本町4番14号 レイヴン越ヶ谷本町302、旧住所神奈川県横浜市金沢区並木2丁目6番3-405号
破産者 安江 裕紀
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第698号

住居所不定、住民票上の住所埼玉県越谷市北越谷1丁目17番17号 サンセール202(最後の住所)埼玉県越谷市宮本町3丁目201番地22
破産者 廣兼 光明
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第710号

埼玉県春日部市米島361番地9 ユミーナハイツ203
破産者 戸張 拓麻
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第713号

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字茨島937番地2
破産者 野口 潤也
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第721号

埼玉県春日部市南4丁目22番16-4号 M E L D I A 南4丁目N o. 2 302
破産者 設樂 珠生
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第723号

埼玉県草加市吉町2丁目3番10号 レジデンス草加204号
破産者 野村 友良
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第351号

静岡県沼津市志下369番地、前住所静岡県沼津市下香貫樋ノ口1714番地の5 メゾン・ド・ミニョン510-102
破産者 渡邊 龍弥
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第408号

静岡県伊豆市田沢453番地
破産者 辻 いづみ
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第418号

静岡県御殿場市深沢1465番地の1 御殿場十字の園、前住所静岡県御殿場市萩原491番地の12 西山荘
破産者 萱沼 三男
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和5年(フ)第4044号

大阪府摂津市南別府町9-3-313、開始決定時大阪府豊能郡豊能町東ときわ台4丁目5番地の5
破産者 大西 隆志
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第5436号

アメリカ合衆国ネバダ州ラスベガス市ノックフィールド通り7980、日本国内の最後の住所大阪府大東市赤井3丁目13番3号
破産者 ラダラルド佳代子(旧姓松本)
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2354号

大阪府四條畷市南野1丁目4番12号
破産者 桑鶴幸一郎
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2598号

大阪市浪速区下寺1丁目1番32-303号
破産者 飯田 建一
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2998号

大阪市旭区赤川2丁目2番13-306号
破産者 國岡 朋実
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4283号

大阪市都島区友渕町2丁目6番15号 S E N S E M I Y A K O J I M A 403号
破産者 橋本 寛斗
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4745号

大阪府豊中市原田中1丁目14番32-304号
破産者 高田 登
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4989号

大阪市港区三先2丁目1番23号 サンファミリー三先パート1 402号
破産者 柴本 尚基

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5403号

大阪市生野区鶴橋1丁目1番33-1005号、前住所大阪市生野区鶴橋3丁目1番28-202号
破産者 韓八亭こと 安田 武雄

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5550号

大阪市西成区南津守6丁目3番1-303号
破産者 植田 崇寛

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5689号

大阪市北区長柄西1丁目2番25-301号
破産者 辻尾 隆輔

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5850号

大阪府門真市北岸和田1丁目8番36-4号
破産者 加藤めぐみ

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6131号

大阪市西淀川区御幣島2丁目2番8-405号
破産者 城元 妙子

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第265号

和歌山市延時130番地 延時団地1-5-37
破産者 浦 智郎

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第271号

和歌山市向191番地 市営向団地3-52、前住所和歌山市向191番地 市営向団地3-55、前々住所和歌山県有田郡有田川町大字徳田字丸山138番地2
破産者 横平 佳則

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第273号

和歌山市有本536番地 エスピワール紀ノ川107、前住所和歌山市神前433番地2
破産者 梶谷 陽司

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第339号

和歌山県橋本市柿の木坂942番地の120
破産者 中道 紗江

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第345号

和歌山県有田郡湯浅町湯浅2297、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字栖原182番地1
町営住宅方津戸団地 606号室

- 破産者 山本 忠敏
- 1 決定年月日 令和7年4月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第354号

和歌山市中島526番地 第2松浦マンション603号

- 破産者 北原知世子(旧姓新田)
- 1 決定年月日 令和7年4月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第364号

和歌山県橋本市高野口町応其162番地の4
和田臣弘方

- 破産者 MYMこと 前田 友紀
- 1 決定年月日 令和7年4月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第389号

和歌山市黒田323番地

- 破産者 恋歌こと 毛見 馨
- 1 決定年月日 令和7年4月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第390号

和歌山市黒田323番地
破産者 橋爪 京子

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第853号

広島市中区河原町5番4-804号

- 破産者 水谷 隆弘
- 1 決定年月日 令和7年4月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1156号

石川県金沢市森戸1丁目180-3-201 M.O.R.I.N、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市宮崎町3605番地2、(開始決定時の住所) 広島市佐伯区皆賀4-19-39皆賀の杜レジデンス北館302号

- 破産者 井之上陵一
- 1 決定年月日 令和7年4月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1165号

広島市中区基町19番1-221号、申立て時の住所広島市中区宝町10番5-404号 光山ビル

- 破産者 石川亜維美
- 1 決定年月日 令和7年4月18日
 - 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第116号 広島県三原市幸崎久和喜8番8号 破産者 オートドリーム三原こと 田阪 聰 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和6年(フ)第145号 高知市朝倉横町11番37号 セフィラ横町205号、旧住所高知市曙町1丁目40番11号 破産者 雲本まゆみ 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和6年(フ)第1946号 福岡市博多区吉塚3丁目8番20-401号 クリア吉塚 破産者 肥塚 大輔 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2180号 福岡県太宰府市朱雀2丁目21番34号 グランパレ二日市102号 破産者 芳谷 真吾 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第227号 広島県福山市加茂町宇中野880番地1 ディマンシュ. M A203 破産者 新内 伸子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和6年(フ)第1240号 福岡市中央区清川2丁目1番26-807号 丸源39 破産者 坂本 直樹 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2062号 福岡市早良区原団地31番101号 破産者 佐藤多津子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2181号 福岡県太宰府市朱雀2丁目21番34号 グランパレ二日市102号 破産者 芳谷 理恵 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第234号 広島県福山市奈良津町3丁目10番5号 ジュネスアリマサ105、旧住所広島県福山市木之庄町5丁目21番18-201号 破産者 岩崎 和之 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和6年(フ)第1681号 福岡市東区三苦4丁目8番28-505号 エンプレイス1 破産者 南 亜富 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2093号 福岡県那珂川市大字山田240番地 破産者 世戸 隆次 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2265号 福岡市中央区舞鶴1丁目6番22-602号 レジディア天神 破産者 桜本 真也 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第267号 広島県福山市北吉津町5丁目3番16号 破産者 佐藤 里香 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和6年(フ)第1804号 福岡市東区和白1丁目14番59号 フォレスティア和白A302号、破産手続開始申立時の住所福岡市東区香住ヶ丘4丁目4番17号 破産者 野田 伸一 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第2122号 福岡市東区香椎駅東3丁目15番36-106号 シャトレ21香椎A 破産者 赤嶺 賢吾 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第41号 福岡県北九州市八幡東区中央2丁目16番13-1301号、申立時の住所福岡県豊前市大字今市257番地1 破産者 松尾 裕和 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和5年(フ)第191号 高知市福井扇町1095番地10 破産者 和田 卓也 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所福山支部再生・破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第41号

熊本県山鹿市熊入町1097番地

破産者 岡 恵子

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和6年(フ)第265号

青森県上北郡横浜町字三保野54番地 なのはな苑

破産者 室館 牧子

法定代理人成年後見人 小林 聖

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第342号

青森市大字新城字平岡259番地231

破産者 吉田 真弓

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第2333号

神奈川県鎌倉市大船2丁目14番18-202号

破産者 瀧澤 美雪

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2612号

横浜市南区庚台1番地5 浜田ビル101

破産者 櫻井 三郎

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第207号

横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町59番地4 アルテミスVII 101号

破産者 吉田 孝

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第77号

新潟県上越市大島区岡1695番地

破産者 岩野 隆基

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所高田支部

令和6年(フ)第35号

鳥取県東伯郡三朝町大字砂原220番地9

破産者 浜本 純

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所倉吉支部

令和6年(フ)第51号

鳥取県西伯郡大山町飯戸600番地

破産者 金尾 英毅

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所米子支部

令和6年(フ)第71号

山口県周南市瀬戸見町9番E-115号、前住所山口県周南市花陽2丁目5番7号

破産者 鬼武 里衣(旧姓石井)

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所周南支部

令和6年(フ)第313号

徳島県徳島市南沖洲1丁目5番22号

破産者 大谷 真央

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第343号

徳島県徳島市富田橋8丁目1番地の1 朝日プラザマルクマール眉山東405号、旧住所徳島県徳島市伊賀町1丁目6番地 眉山住宅1棟404号室

破産者 新宮 主税

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和6年(フ)第326号

愛媛県松山市小栗7丁目1番32号 408号、開始決定時の住所愛媛県松山市小栗7丁目1番32号 小栗寮207号

破産者 門田 友希

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第83号

福岡県田川市大字弓削田582番地3

破産者 大塚 聖

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第1号

長崎県島原市前浜町丙160番地、前住所長崎県長崎市京泊2丁目3番36-601号

破産者 山崎 秀之

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所島原支部破産係

令和6年(フ)第70号

宮崎県都城市立野町8号6番地 プリンセスマンション408、前住所宮崎県都城市金田町2765番地12

破産者 鮫坂 正子

1 決定年月日 令和7年4月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

令和7年(フ)第6号

長野県須坂市大字塩川542番地1 コンフォルテA101、旧住所長野市大字川合新田1283番地1 T-House川合新田106

破産者 羽鳥 陽祐

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第10号

長野市大字大豆島6048番地 コートヴィレッジ大豆島203号室

破産者 神田 賢一

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第4号	長野県中野市大字吉田1304番地1 県営住宅A201、前住所長野県伊那市美篋3682番地2 破産者 谷 芳枝(旧姓大塚) 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第11号	長野市中越2丁目10番32号、旧住所長野県安曇野市豊科5261番地3 レオパレス レフィナードI 105 破産者 山田 好輝 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第352号	愛知県豊橋市花田町字越水91番地 ファインビルレッジ103号室 破産者 石黒 結渚 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第4号	愛知県豊橋市下地町字宮前44番地3 破産者 木許 麻衣 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和6年(フ)第1931号	福岡市東区唐原1丁目23番28号 第2丸菱コーポ303 破産者 金子 純 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2347号	福岡市博多区対馬小路4番2号 堀川ビル302号 破産者 唐田 枝美 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2397号	福岡市東区塩浜1丁目4番17-102号 フレグランス塩浜B 破産者 大田 章 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2398号	福岡市東区塩浜1丁目4番17-102号 フレグランス塩浜B 破産者 大田加爾子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2410号	福岡県糸島市南風台3丁目8番25号 101 破産者 松井眞理子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第110号	福岡県糸島市南風台3丁目8番25号 101 破産者 松井眞理子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第104号	福岡市博多区那珂3丁目27番17-202号 アネックス大産 破産者 谷山 弘道 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第8号	福岡県糸島市南風台3丁目8番25号 101 破産者 松井眞理子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第30号	福岡市早良区飯倉7丁目3番32号 フォアサイド飯倉 104号 破産者 田中 彩奈 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第573号	相模原市南区東林間2丁目5番8号 やよいハイツ201号室 破産者 林 日菜 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第2130号	福岡市博多区今光4丁目53番地 ヴィラージュ博多南103号、前住所福岡県那珂川市道善1丁目10番地2 フローラルT S 301号 破産者 鶴田 未樹 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第43号	福岡市博多区今光4丁目53番地 ヴィラージュ博多南103号、前住所福岡県那珂川市道善1丁目10番地2 フローラルT S 301号 破産者 鶴田 未樹 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2361号	福岡市中央区古小鳥町81番地3 シャンボール桜坂306号 破産者 澤 真喜惠 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2440号	福岡市博多区板付4丁目12番29号 犬山ビル302号 破産者 南 裕斗 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第80号	福岡県宗像市赤間5丁目1番41号 第二清風荘8号 破産者 鈴木 理沙 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第128号	福岡市早良区飯倉7丁目3番32号 フォアサイド飯倉 104号 破産者 田中 彩奈 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第101号	福岡市南区清水1丁目25番15-811号 N.O. 51プロジェクト2100日赤通り 破産者 中村 勝三 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第103号	福岡市城南区長尾2丁目30番4-320号 箕の台団地4棟 破産者 三船 謙 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第107号	福岡市南区井尻3丁目10番36-201号 ピュアフリー井尻駿前A棟 破産者 中村 凌太 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第117号	福岡市博多区東比恵3丁目14番4-305号 モンリーブル東比恵 破産者 浦田 芽依 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第133号
福岡市博多区堅粕2丁目20番1-1206号
ニュー堅粕住宅7棟
破産者 梶原 和美
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第160号
福岡市中央区鳥飼1丁目2番25-1105号 アネックス大濠105号
破産者 河合 彩花(旧姓西島)
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第169号
福岡市城南区田島5丁目3番30号 ドミール田島B 101号
破産者 池淵 翔
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第180号
福岡市早良区星の原団地10番104号
破産者 須藤 敬子
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2238号
札幌市豊平区旭町2丁目1番12-805号
破産者 田中 知亮
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2410号
札幌市豊平区月寒東3条10丁目3番6号
310ハイツD-101号
破産者 佐沢麻依子
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2466号
札幌市中央区南8条西9丁目759番地13 口
イヤルステージ411号
破産者 田村 榮子(旧姓佐々木)

1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1号
北海道石狩市樽川9条2丁目72番地
破産者 出崎 正美
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第8号
札幌市中央区南11条西8丁目1番15-205号
破産者 桂 隆太
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第15号
札幌市豊平区豊平2条2丁目2-8 ダイア
パレス豊平505、住民票上の住所札幌市白石
区栄通12丁目4番5-402号
破産者 熊谷 有華
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第43号
札幌市東区北12条東8丁目1番6-1104号
破産者 高橋 登
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第44号
札幌市東区北12条東8丁目1番6-1104号
破産者 高橋 豊江(旧姓鶴沼)
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第91号
札幌市中央区南5条西9丁目1008番地11 セ
ントラルハイム605号
破産者 下山 美穂
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1169号
宮城県岩沼市相の原2丁目1番19-101号、
従前の住所宮城県岩沼市中央4丁目5番153
号
破産者 井上 正紀(旧姓小野)
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和5年(フ)第475号
栃木県宇都宮市大平町西水代2958番地 オン
ラードA 105
破産者 中嶋 剛
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和5年(フ)第529号
栃木県佐野市大橋町3232番地11 レオパレス
ハビネス103、開始決定時の住所栃木県佐野
市米山南町8番地3
破産者 住松 優
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第535号
栃木県下都賀郡壬生町落合1丁目15番2号
メルヴェールシンシア201号
破産者 上野 寿子
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第630号
栃木県宇都宮市陽南3丁目1番23号 サカテ
ハイツ607
破産者 阿部 裕紀
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第657号
栃木県那須塩原市石林569番地、前住所東京
都渋谷区上原2丁目33番2号 上原キャビン
ハウス 102
破産者 阿見 和則

1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第62号
栃木県宇都宮市若草4丁目10番17号
破産者 村田 学
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第288号
群馬県高崎市中居町2丁目4番地7 市住14
棟389号
破産者 鈴木 宏枝(旧姓五十嵐)
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第12号
群馬県高崎市剣崎町730番地7
破産者 大塚 祐弥
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第13号
群馬県高崎市剣崎町730番地7
破産者 大塚和歌子
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第18号
群馬県高崎市貝沢町839番地5 ミズキマン
ション102号
破産者 鈴木 麻耶
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第63号
埼玉県上尾市柏座4丁目12番2号 厚木莊
103、旧住所埼玉県上尾市本町2丁目11番16
号
破産者 杉渕 稔
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第88号 さいたま市見沼区大字南中野890番地1 メゾン花水木201号 破産者 山下 洋一 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第140号 埼玉県上尾市春日1丁目43番地4 クレール303 破産者 熊谷 直光 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和6年(フ)第327号 愛知県江南市松竹町米野18番地 県営松竹住宅10棟303号 破産者 福地 朱美 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第101号 さいたま市緑区東浦和2丁目58番地6 浦和ハイツ1 破産者 今井 崇喜 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第145号 さいたま市南区白幡4丁目12番8号 ファーストメゾン103 破産者 森久保光江 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部	令和6年(フ)第347号 愛知県一宮市大和町妙興寺字高畑42番地2 セジュール高畑102号 破産者 野々垣賢史 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第102号 さいたま市浦和区領家3丁目8番7号 ハウス金子201、旧住所さいたま市大宮区天沼町1丁目364番地2 2号室 破産者 中村さくら(旧姓田崎) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第22号 千葉県袖ヶ浦市藏波17番地4 川岸ハイツB号 破産者 宮崎 修 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所七尾支部	令和6年(フ)第356号 愛知県岩倉市八剣町郷前41番地 コーポサンライズ102号 破産者 横地英太郎 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第113号 さいたま市桜区田島6丁目3番6-404号 破産者 森 大地 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第38号 相模原市中央区弥栄2丁目7番6号 ハイツヒコ103 破産者 渡部 茜 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所上田支部	令和6年(フ)第258号 神戸市西区白水1丁目14番10-205号、前住所神戸市西区水谷3丁目5番18-105号 破産者 藤本 大樹 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第120号 さいたま市南区辻7丁目8番19号 パレス北戸田第1 202号室 破産者 鈴木真菜美 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第42号 神奈川県座間市相模が丘3丁目19番2号 ハピネス103号 破産者 宮本 純弥 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部	令和7年(フ)第3号 長野県伊那市美篤3248番地 破産者 伊藤順子または寺田順子こと LEE CHONG SOON 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第127号 埼玉県川口市芝園町3番1-920号 芝園団地 破産者 古川 雅央 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第53号 相模原市南区西大沼3丁目4番48号 プロスペーC202 破産者 和田 貴宏 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	令和6年(フ)第495号 岐阜市西中島5丁目4番14号 破産者 高橋 清美 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部
令和7年(フ)第127号 埼玉県川口市芝園町3番1-920号 芝園団地 破産者 古川 雅央 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第56号 相模原市南区栄町14番37号 メゾン京屋202 破産者 根生 順子(旧姓小林)	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ)第10号 静岡県伊東市八幡野1244番地の78、前住所静岡県伊豆の国市南條863番地の1 ベルヴィング 102号 破産者 永井 拓実 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第22号	神戸市西区押部谷町西盛566番地の42 1-203号 破産者 山本 愛 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第2号	兵庫県丹波市山南町谷川1040番地2 破産者 岡崎 浩文 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所柏原支部
令和6年(フ)第55号	兵庫県豊岡市塩津町3番14号 市営塩津住宅3-805号室 破産者 霜倉 光司 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和6年(フ)第75号	兵庫県朝来市和田山町柳原79番地1 破産者 衣川由美子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和6年(フ)第385号	和歌山県海南市岡田670番地 破産者 エムテックこと 木元 啓司 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第394号	和歌山市中之島692番地 西本アパート3号室 破産者 中山登志子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第407号	和歌山県橋本市高野口町小田691番地の5 グリーンレスト小田17号室 破産者 廣田 旭彦 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第26号	和歌山市雜賀崎1606番地 破産者 藤城 美恵 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第277号	広島県福山市山手町6丁目25番13-402号 破産者 藤井 友輝 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第340号	徳島県吉野川市鴨島町喜来甲22番地 ラ フォーレ鴨島201 破産者 三宅 忍 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和6年(フ)第1991号	福岡県朝倉市杷木若市2357番地 破産者 鳥居 潤子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2447号	福岡市東区香椎1丁目6番6号 プランドウ 香椎 103号 破産者 山下 強自 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第25号	福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1087番地3 ファルコン篠栗D棟208号 破産者 中村 萌(旧姓倉吉) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第50号	福岡県大野城市乙金東1丁目17番13号 破産者 梶田 幸江(旧姓吉岡) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第108号	福岡市早良区百道3丁目18番8号 百道寮 403号 破産者 宮本 希 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第135号	福岡市南区弥永3丁目10番9-107号 メゾ ン・マーティ 破産者 福積 英之 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第137号	福岡市早良区昭代1丁目16番12-401号 ル ビエ昭代 破産者 西村 健一 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第153号	福岡県宗像市天平台8番地18 破産者 長門石浩平 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第162号	福岡市東区多の津5丁目48番32号 アーバン 多の津403号 破産者 古賀 学 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第165号	福岡市東区多の津5丁目48番32号 アーバン 多の津403号 破産者 立石美代子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第5号	福岡県田川郡春香町大字香春1702番地 破産者 中村 宣夫 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第6号	福岡県田川市大字川宮1649番地1 三井大蔵 大蔵団地18-2-1 破産者 藤岡 唯 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第7号	福岡県田川郡大任町大字大行事2122番地6、 前住所福岡県田川郡大任町大字大行事2122番 地19 破産者 岩丸 わこ 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第8号	福岡県田川郡福智町伊方2226番地4 破産者 黒山 礼子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所田川支部
令和7年(フ)第5号	沖縄県うるま市石川823番地14 カサブラン カ石川306 破産者 知念 優子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(フ)第93号	北海道夕張郡栗山町錦3丁目28番地14 ビ レッジハウス栗山1号棟 304号室 破産者 栗田 敦臣 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第1号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係 仙台市青葉区木町通1丁目2番32-703号、 従前の住所宮城県登米市南方町松葉28番地1 破産者 伊藤 妃那 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第5号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部 北海道岩見沢市東町1条7丁目939番地6 ビレッジハウス新東町3号棟206号室 破産者 外崎 友美 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和6年(フ)第87号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係 北海道登別市柏木町3丁目1番地1 破産者 河邊 千哲 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係
令和6年(フ)第88号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係 北海道登別市柏木町3丁目1番地1 破産者 河邊み子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係
令和7年(フ)第6号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係 北海道室蘭市宮の森町3丁目10番17号 篠原 AP 1階 破産者 塚原 常子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係
令和6年(フ)第356号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係 青森市大字三内字稻元108番地47 アシスト 第10青森マンション402 破産者 松木 麻衣 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第361号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係 青森県むつ市昭和町2番19号 破産者 橋口 貴光

令和7年(フ)第90号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係 仙台市宮城野区平成2丁目5番5号 佐富莊 101、従前の住所仙台市宮城野区東仙台1丁 目20番16号 セゾンミネギン202 破産者 小松 修治 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第5号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係 青森市大字三内字沢部150番地8 破産者 石村 亜美 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第4号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部 青森県弘前市大字松原東3丁目9番地12 森 アパート6号 破産者 三上いく子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第7号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部 青森県弘前市大字南大町2丁目5番地1 市 営住宅A-1008号 破産者 浅尾 幸子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第10号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部 青森県平川市猿賀石林52番地4 破産者 清藤 紀夫 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部
令和6年(フ)第409号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡市乙部28地割24番地 破産者 皆川 優 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第73号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台市青葉区木町通1丁目2番32-703号、 従前の住所宮城県登米市南方町松葉28番地1 破産者 伊藤 妃那 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第279号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 茨城県土浦市永国東町19番14号 パークシ ティ土浦 破産者 坂田 里佳 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第25号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 茨城県つくば市谷田部2918番地1 レイン ボ一谷田部101号 破産者 小久保 涼(旧姓浜川) 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第2号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 茨城県稲敷市月出里1114番地21 破産者 佐藤 千展 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第5号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 茨城県取手市西2丁目2番G-612号 破産者 平田 翔悟 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第42号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 栃木県日光市鬼怒川温泉滝438番地 破産者 平山 美鈴 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第20号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 群馬県前橋市西片貝町5丁目25番地5 コー ボ石田 102号 破産者 淡島 暢明 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第26号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 群馬県前橋市鳥羽町811番地1 破産者 安田 純子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第27号	1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 群馬県前橋市下新田町358番地1 エトワー ル A-202号、旧住所群馬県前橋市国領町 2丁目16番6-301号 破産者 草薙 広道 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第9号
千葉県大網白里市季美の森南1丁目8番地5
破産者 宮代千鶴子
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第10号
千葉県東金市北之幸谷1259番地1
破産者 大木 隼斗(旧姓西川)
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第21号
千葉県山武郡九十九里町真亀1470番地23
破産者 墳下 将雄
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和6年(フ)第2208号
東京都あきる野市秋川四丁目14番地15セレ
ナーデハウス305号
破産者 高橋 豊子
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2210号
東京都多摩市馬引沢2丁目3番地の17ワイン
コートソーワ105
破産者 根岸 貴之
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第64号
東京都府中市朝日町2丁目3番地の1都営二
丁目アパート7-207
破産者 設樂 晶子
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第85号
東京都府中市朝日町2丁目12番地の10 E A
S T S I D E S T U D I O S 102
破産者 松崎 真衣
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第92号
東京都稻城市東長沼1979番地の1アクティス
202
破産者 熊谷 昌則
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第97号
東京都羽村市双葉町2丁目6番16号なかの
ニューグリーン松原106
破産者 片桐奈三男
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第113号
東京都西東京市柳沢6丁目1番2号山崎ビル
203号
破産者 佐藤かすみ(旧姓甲川)
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第117号
東京都府中市清水が丘2丁目56番地の30安藤
ハイツ101
破産者 吉田江津子
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第478号
新潟市東区古湊町3番72号 ポートビューパ
レス101号
破産者 中村 文則
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第11号
新潟市中央区本町通14番町3135番地3 まち
かど館第一207号、前住所新潟県村上市坂町
352番地1 堤下団地3-44
破産者 佐藤 麻耶
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第515号
岐阜市鏡島精華1丁目3番27-202号 (大
誠第2ビル)
破産者 野村 敏行
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所
令和6年(フ)第278号
静岡県伊豆の国市長岡167番地の1 タウ
ニイ大村 201号
破産者 星 治
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第7号
三重県北牟婁郡紀北町長島1365番地
破産者 奥川 洋司
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部
令和7年(フ)第21号
鳥取県鳥取市浜坂6丁目8番4号 オリーヴ
ハウスD-102号、旧住所鳥取県鳥取市面影
1丁目38番1-207号 コーポYAHATA
面影II-207号
破産者 中村 南
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部
令和6年(フ)第295号
広島県福山市駅家町大字大橋500番地2
破産者 中川 洋美
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第296号
広島県福山市箕島町6533番地1 102、旧住
所広島県福山市箕島町5209番地1 H
破産者 内山 健嗣
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第297号
広島県福山市坪生町南2丁目3番1-2号
破産者 ひとやすみこと 児玉 明彦
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第6号
広島県福山市入船町1丁目6番15-302号
破産者 兼田麻利衣
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第12号
広島県福山市曙町5丁目1番16号
破産者 西村小夜子
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第6号
広島県三次市畠敷町265番地5
破産者 光森 和美
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部
令和7年(フ)第7号
福岡県八女市蒲原2011番地11 コンフォート
長牟田201号
破産者 元田 哲夫
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係
令和6年(フ)第76号
佐賀県唐津市浜玉町横田下7番地26
破産者 加茂 大輔
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部
令和7年(フ)第5号
熊本県葦北郡芦北町大字市野瀬640番地1
破産者 一田 孝幸
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

<p>小規模個人再生による再生計画認可</p> <p>令和6年(再イ)第230号</p> <p>福岡市早良区祖原5番10-602号 ストライムライン祖原 再生債務者 中松 知彦</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日</p>
<p>令和6年(再イ)第110号</p> <p>福岡地方裁判所第4民事部 仙台市太白区西中田5丁目16番35号 再生債務者 高橋 明</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月27日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月15日</p>
<p>令和6年(再イ)第67号</p> <p>仙台市泉区松森字明神43番地の26 再生債務者 与田 光貴</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月1日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月15日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日</p>
<p>令和6年(再イ)第6号</p> <p>仙台市泉区松森字明神43番地の26 再生債務者 与田 光貴</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月14日</p>
<p>令和6年(再イ)第31号</p> <p>福岡地方裁判所第4民事部 神戸市兵庫区大開通1丁目1番16-903号(従前の住所) 神戸市兵庫区福原町8番16号 ライフハイツ402 再生債務者 稲垣 幸宏</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>
<p>令和6年(再イ)第31号</p> <p>福岡地方裁判所第4民事部 神戸市兵庫区大開通1丁目1番16-903号(従前の住所) 神戸市兵庫区福原町8番16号 ライフハイツ402 再生債務者 稲垣 幸宏</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月21日 大分地方裁判所日田支部</p>

令和6年(再イ)第50号
佐賀県鳥栖市あさひ新町926番地145
再生債務者 角田 健太
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(再イ)第352号
愛知県あま市甚目寺郷前50番地 フェニックス郷前201号
再生債務者 奥野 雄司
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月17日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ)第323号
福岡市西区内浜2丁目17番5-105号 ベルハイム姪浜
再生債務者 辻村 秀尊
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月16日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第346号
福岡県朝倉郡筑前町森山303番地 ビスターリアD棟 203号
再生債務者 松島 龍也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月15日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第8号
宮崎県日南市飫肥2丁目1番25号
再生債務者 秋山 修一
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日
宮崎地方裁判所日南支部
令和6年(再イ)第11号
北海道北見市中央三輪3丁目500番地5
再生債務者 高田 宗汰
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日
釧路地方裁判所北見支部個人再生係
令和6年(再イ)第81号
神奈川県愛甲郡愛川町田代314番地の3
再生債務者 岩橋 雅也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和6年(再イ)第167号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3673番地
再生債務者 遠藤 麻美
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月18日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ)第322号
愛知県津島市西愛宕町2丁目18番地1
再生債務者 近藤 晴美
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月18日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第328号
福岡市東区香椎浜4丁目8番1-1407号 ビレッジハウス香椎浜タワー
再生債務者 浦川 正樹
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月17日
名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ)第342号
名古屋市千種区池下1丁目2番19号 山八第一ビル507号
再生債務者 此島 宏之
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月16日
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第60号
埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入711番地1
再生債務者 杉山眞由美
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月18日
さいたま地方裁判所熊谷支部
令和6年(再イ)第157号
東京都三鷹市上連雀8丁目6番23号ヴィラ・アイダB-102
再生債務者 長谷川 隼
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(再イ)第344号
名古屋市中村区栄生町27番32号 ロレイアム205号
再生債務者 北村 圭太
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月17日
名古屋地方裁判所民事第2部

<p>令和6年(再イ)第349号 名古屋市中区丸の内2丁目16番4号 チサン マンション丸の内第6 402号 再生債務者 二又 大悟 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>令和6年(再イ)第215号 札幌市東区北13条東16丁目4番6-305号 再生債務者 菅原 優香 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和6年(再イ)第75号 広島県安芸郡府中町青崎東1番6-601号 再生債務者 小坂 智雄 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月21日 広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和6年(再イ)第85号 栃木県鹿沼市坂田山4丁目62番地 再生債務者 関 一也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日 宇都宮地方裁判所第1民事部</p>	<p>令和6年(再イ)第8号 埼玉県熊谷市船木台1丁目13番地16 再生債務者 落合 哲 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 さいたま地方裁判所熊谷支部</p>	<p>令和6年(再イ)第104号 堺市北区東上野芝町2丁468番地1 エンゼルハイム上野芝702号 再生債務者 南川 桜 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 名古屋地方裁判所民事第2部</p>
<p>令和6年(再イ)第350号 福岡市南区高宮3丁目10番1号 ヒルサイド ビル303号 再生債務者 野田みどり 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 福岡地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和6年(再イ)第49号 埼玉県熊谷市船木台1丁目13番地16 再生債務者 落合 哲 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 宇都宮地方裁判所第1民事部</p>	<p>令和6年(再イ)第119号 東京都八王子市犬目町605番地4 再生債務者 志村 剛 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月21日 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>令和6年(再イ)第139号 宮城県富谷市東向陽台1丁目4番23号 再生債務者 遠藤 隆 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月21日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係</p>
<p>令和6年(再イ)第212号 北海道千歳市末広1丁目301番地の3 メゾン・ド・ライ104号 再生債務者 川端 希綸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和6年(再イ)第340号 愛知県尾張旭市東山町1丁目4番地16 アンヒルズ東山1-D(従前の住所) 愛媛県新居浜市田の上1丁目15番43号 再生債務者 大田 弘毅</p>	<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月21日 仙台地方裁判所第4民事部</p>	<p>令和6年(再イ)第302号 名古屋市千種区内山3丁目30番1号 N.Tビル905号 再生債務者 藤谷 玉郎</p>
			<p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月21日 佐賀地方裁判所民事部破産係</p>

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第8号

中日本高速道路株式会社が平成18年3月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)1. (1)⑤口に基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき、公告します。

令和7年5月7日

中日本高速道路株式会社

代表取締役社長 繩田 正

伊勢湾岸道集中工事に伴う料金調整の実施について

(1) 料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制又は通行止め実施中、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジ(以下、「I C」という。)又は近畿自動車道名古屋神戸線の飛島I Cを、迂回を目的として名古屋環状2号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路の方面へ通行するETC車。ただし、迂回する起点から終点までの経路を(4)のイからヘに掲げるいずれかの経路で連続して走行した場合に限る。

(2) 料金調整額等

(1)に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3) 実施期間

令和7年5月8日から令和7年6月6日まで。

(4) 対象経路

次表の(A)、(B)及び(C)に掲げる区間を連続して通行する経路

	(A)	(B)	(C)
イ	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西I C	名古屋環状2号線の名古屋西ジャンクション(以下、「J C T」という)から名古屋I Cまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路及び名古屋環状2号線の高針J C Tから名古屋I Cまでの間	第一東海自動車道の名古屋I C
ロ	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西I C	名古屋環状2号線の名古屋西J C Tから名古屋南J C Tまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路及び名古屋環状2号線の高針J C Tから名古屋南J C Tまでの間	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南I C
ハ	近畿自動車道名古屋神戸線の飛島I C及び名古屋環状2号線の飛島J C Tから名古屋西J C Tまでの間	名古屋環状2号線の名古屋西J C Tから名古屋I Cまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路及び名古屋環状2号線の高針J C Tから名古屋I Cまでの間	第一東海自動車道の名古屋I C

ニ	近畿自動車道名古屋神戸線の飛島I C及び名古屋環状2号線の飛島J C Tから名古屋西J C Tまでの間	名古屋環状2号線の名古屋西J C Tから高針J C Tまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路	名古屋環状2号線の高針J C Tから名古屋南J C Tまでの間及び第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南I C
ホ	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西I C	名古屋高速道路公社が管理する道路	第二東海自動車道横浜名古屋線の東海I C又は名古屋南I C
ヘ	近畿自動車道名古屋神戸線の飛島I C及び名古屋環状2号線の飛島J C Tから名古屋西J C Tまでの間	名古屋高速道路公社が管理する道路	第二東海自動車道横浜名古屋線の東海I C又は名古屋南I C

(5) 割引相互間の適用関係

1) 深夜割引(マイレージ登録)、深夜割引(コーポレート契約)、深夜割引(マイレージ登録)経過措置又は深夜割引(コーポレート契約)経過措置(以下、「新深夜割引」という。)との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

2) 新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

弁理士登録公告	4月16日	23573	中井 啓太
	4月16日	23574	江見 翼
令和7年4月16日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。	4月16日	23575	塩谷 恒平
	4月16日	23576	田附 里菜
	4月16日	23577	矢野 雅之
登録	4月16日	23578	山田 知明
月 日 登録番号 氏名	4月16日	23579	小浜 圭子
4月16日 23553 岡部 法基	4月16日	23580	綿野 真実
4月16日 23554 安達 琢真	4月16日	23581	福田 竜士
4月16日 23555 岡田 晃明	4月16日	23582	小畠 信彦
4月16日 23556 岩瀬 瞳	4月16日	23583	間崎 剛
4月16日 23557 久武 正幸	4月16日	23584	能勢 政典
4月16日 23558 大西 佑樹	4月16日	23585	西山 奈菜
4月16日 23559 原田 拓也	4月16日	23586	岸本希実洋
4月16日 23560 金 英実	4月16日	23587	田中 愛理
4月16日 23561 風早 宏基	4月16日	23588	須藤 恵
4月16日 23562 五明 公代	4月16日	23589	飯田かおる
4月16日 23563 山下 裕介	4月16日	23590	岡崎 聰
4月16日 23564 栗原 悠	4月16日	23591	佐々木智洋
4月16日 23565 小宮 拓朗	4月16日	23592	渡辺 裕子
4月16日 23566 伏間 智史	4月16日	23593	山田恭太郎
4月16日 23567 嶋 謙子	4月16日	23594	山本 紘義
4月16日 23568 志村 円	4月16日	23595	中森 千聰
4月16日 23569 石川 浩輝	4月16日	23596	飛松 葉月
4月16日 23570 小澤三奈美	4月16日	23597	轟木 良則
4月16日 23571 山下 謙子	4月16日	23598	常盤拳志郎
4月16日 23572 橋立 優	4月16日	23599	竹澤 隼

4月16日	23600	宮本 昌弥	4月16日	23645	河本 芳人	教育職員免許状失効公告	
4月16日	23601	酒井しおり	4月16日	23646	小澤 梨乃		行旅死亡人
4月16日	23602	徳間 啓	4月16日	23647	寺田 傑	教育職員免許法第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。	
4月16日	23603	中村美和子	4月16日	23648	崎田 容平	令和7年5月7日 鳥取県教育委員会	
4月16日	23604	中山 彩	4月16日	23649	清水 美沙	1. 免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名	
4月16日	23605	青木 悠夏	4月16日	23650	湯川 洋司	(1) 中学校教諭一種免許状 (家庭)、平7中1	
4月16日	23606	松島 遼	4月16日	23651	川和田優大	第101号、島根県教育委員会、平成8年3月25日、鳥取県、棚木眞由美	
4月16日	23607	神田 剛紀	4月16日	23652	沖 直将	(2) 高等学校教諭一種免許状 (家庭)、平7高1第109号、島根県教育委員会、平成8年3月25日、鳥取県、棚木眞由美	
4月16日	23608	谷川 紗音	4月16日	23653	中村 大介	(3) 養護学校教諭二種免許状、平7養学2第19号、島根県教育委員会、平成8年3月25日、鳥取県、棚木眞由美	
4月16日	23609	笠井 浩平	4月16日	23654	近藤孝四郎	4. 高等学校教諭一種免許状 (福祉)、平12高1第44号、鳥取県教育委員会、平成13年1月22日、鳥取県、棚木眞由美	
4月16日	23610	京極 未憂	4月16日	23655	川本 智乃	2. 失効年月日 令和6年12月26日	
4月16日	23611	赤丸 孟史	4月16日	23656	加藤 明香	3. 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号 (同法施行規則第74条の2第8号イ) 該当	
4月16日	23612	青鹿 喜芳	4月16日	23657	小野本 洋	教育職員免許状失効公告	
4月16日	23613	高橋 寿始	4月16日	23658	福澤 聰真	教育職員免許法 (昭和24年法律第147号) 第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。	
4月16日	23614	閑口 大貴	4月16日	23659	三羽 規文	令和7年5月7日 山口県教育委員会	
4月16日	23615	西村 彰悟	4月16日	23660	渡邊 圭修	1. 失効した免許状	
4月16日	23616	藤瀬 圭	4月16日	23661	柴田 大貴	(1) 氏名 中富 秀紀	
4月16日	23617	横山 夏希	4月16日	23662	松浦 陸	(2) 本籍地 山口県	
4月16日	23618	阿形 直起	4月16日	23663	西河 真也	(3) 免許状の種類	
4月16日	23619	永塚 広明	4月16日	23664	高橋 敦士	① 中学校教諭一種免許状 (数学)	
4月16日	23620	元島 順	登録抹消			② 高等学校教諭一種免許状 (数学)	
4月16日	23621	長沼 幹子	年月日	登録番号	氏 名 事 由	(4) 授与権者 福岡県教育委員会	
4月16日	23622	梅野 伸彰	令和7年3月28日	11327	藤木 重一	(5) 免許状授与年月日 平成29年3月17日	
4月16日	23623	佐瀬 奈帆	令和7年3月31日	8637	高柴 忠夫	(6) 免許状の番号	
4月16日	23624	篠田 晃一	令和7年3月31日	9728	加藤 義博	① 平28中一種第221号	
4月16日	23625	藤原 知晃	令和7年3月31日	13115	八島 耕司	② 平28高一種第379号	
4月16日	23626	塙崎 耕平	令和7年3月31日	15147	加藤 孝雄	(7) 失効の年月日 令和7年3月28日	
4月16日	23627	角田早也香	令和7年3月31日	18278	一條 力	(8) 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号 (同法施行規則第74条の2第8号イ) 該当	
4月16日	23628	佐藤 快	令和7年3月31日			3. 免許状の種類	
4月16日	23629	西部 晃平	令和7年3月31日			① 中学校教諭一種免許状 (数学)	
4月16日	23630	館内 謙	令和7年3月31日			② 高等学校教諭一種免許状 (数学)	
4月16日	23631	田中 遼介	令和7年3月31日			(4) 授与権者 福岡県教育委員会	
4月16日	23632	成田 大輝	令和7年3月31日			(5) 免許状授与年月日 平成29年3月17日	
4月16日	23633	黒沼 省吾	令和7年3月31日			(6) 免許状の番号	
4月16日	23634	上村 晴智	令和7年3月31日	23521	岡村 恒子	① 平28中一種第221号	
4月16日	23635	清水 悠生	令和7年5月7日			② 平28高一種第379号	
4月16日	23636	矢島 克彦				(7) 失効の年月日 令和7年3月28日	
4月16日	23637	関根 貴之				(8) 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号 (同法施行規則第74条の2第8号イ) 該当	
4月16日	23638	北脇 美晴				4. 高等学校教諭一種免許状 (福祉)、平12高1第44号、鳥取県教育委員会、平成13年1月22日、鳥取県、棚木眞由美	
4月16日	23639	梅田 隆志				5. 免許状の番号	
4月16日	23640	江口 涼介				① 平28中一種第221号	
4月16日	23641	土井由起子				② 平28高一種第379号	
4月16日	23642	三上 拳斗	月 日 登録番号 氏 名			(7) 失効の年月日 令和7年3月28日	
4月16日	23643	下村 一石	4月16日 19112 上石 大			(8) 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号 (同法施行規則第74条の2第8号イ) 該当	
4月16日	23644	松尾 文香	令和7年5月7日			6. 免許状の種類	

本籍・氏名・性別不詳

上記の者は、令和6年11月中旬頃にいわき市鹿島町御代字九反田39番地の1の敷地内において、家主の親戚が家主の弟と物置内の整理作業をしていたところ、物置内に置かれた木箱内の劣化した段ボール箱の中に、ビニール袋に入れられた人骨を発見したものです。

遺骨はいわき市東田墓園に保管していますので心当たりの方は当市小名浜地区保健福祉センターまで申し出てください。

令和7年5月7日

福島県 いわき市長 内田 広之

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢80~90歳位の女性、身長138cm、体格は細身、髪型は白髪まじりの黒髪で長さは約31cm、所持品は現金、預金通帳2通、キャッシュカード1枚、鍵束2束、印鑑5本

上記の者は、令和7年3月6日に大阪府羽曳野市高鶴4丁目9番藤井寺グリーンハイツ4号棟211号室で発見されました。死因は虚血性心疾患。死亡日時は令和7年2月中旬頃 (推定)。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりの方は、当市保健福祉部生活福祉課まで申し出てください。

令和7年5月7日

大阪府 羽曳野市長 山入端 創

特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) 第2条第2項に規定する特定空家等であることが認められる次の建築物について、同法第22条第3項の規定により必要な措置を命じようとしたが、命ぜられるべき者を確認することができないため、同条第10項後段の規定により公告する。

令和7年5月7日 南島原市長 松本 政博

1 建築物

所在地 長崎県南島原市口之津町甲2163番7
家屋番号 2163番7の3
種類 店舗

2 措置の内容
当該特定空き家等の除却および家屋内残置物の処分を行うことを申し出ること。
3 措置を行うべき理由
外壁や屋根の大部が損壊し、周辺へ悪影響を及ぼしているため、そのまま放置すれば通路への倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のため。
4 措置の期限 令和7年5月12日 上記の期限までに申し出がない場合には南島原市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該特定空き家等の除却および家屋内残置物の処分を行う。
5 南島原市役所の掲示場への掲示 この公告の内容は、南島原市公告式条例（平成18年南島原市条例第3号）第2条第2項の規定により南島原市役所前の掲示場において掲示する。
当社への他の公知
当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
北海道美唄市字光珠内六五二番地一六 代表清算人 平島 誉久
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
茨城県日立市日高町五丁目八七番地二 一般社団法人無機纖維再生協会 代表清算人 山添 政雄
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
札幌市西区福井三丁目三番一七号 有限会社バックアップ 清算人 戸田 稔
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
宮城県塩竈市新浜町一丁目六番二五号 有限会社坂出マリン 清算人 藤山 幸一
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
茨城県つくば市下広岡字清水久保七四六番地九 有限会社アルマビジョン 清算人 佐藤 雅彦
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
埼玉県加須市多門寺一八三番地一 有限会社ウォーターワークス 代表清算人 石田 裕幸
解散公知
当社は、令和六年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
千葉県松戸市常盤平三丁目二四番地の一 常盤平公団住宅三街区八棟二〇五号 有限会社フォーレ 清算人 遠藤 優子
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
埼玉県所沢市緑町三丁目九番一四号 プラスワン株式会社 代表清算人 川村 康子
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
茨城県北茨城市中郷町汐見ヶ丘三丁目三一 八番地の一〇六 有限会社ファイン 清算人 木幡 淳子
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
札幌市手稲区前田八条十八丁目九番二五号 株式会社信建工業 代表清算人 能瀬ヒロミ
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
茨城県ふじみ野市亀久保一一五四番地三五 三信商事株式会社 代表清算人 佐久間俊幸
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
埼玉県ふじみ野市亀久保一一五四番地三五 三信商事株式会社 代表清算人 佐久間俊幸
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
埼玉県埼玉市南区鹿手袋二丁目四番三号 有限会社清水電機工業所 清算人 清水 明
解散公知
当社は、令和六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
埼玉県さいたま市南区鹿手袋二丁目四番一 三号 有限会社清水電機工業所 清算人 清水 明
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
埼玉県加須市多門寺一八三番地一 有限会社ウォーターワークス 代表清算人 石田 裕幸
解散公知
当社は、令和六年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
千葉県松戸市常盤平三丁目二四番地の一 常盤平公団住宅三街区八棟二〇五号 有限会社フォーレ 清算人 遠藤 優子
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
埼玉県所沢市緑町三丁目九番一四号 プラスワン株式会社 代表清算人 川村 康子
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日
千葉県松戸市本郷八九一番地 有限会社グロウヘアー 清算人 渡邊 貴宏
解散公知
当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算かへ除斥します。
令和七年五月七日

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

福井県吉田郡永平寺町松岡葵二丁目二一番
の一 上口織物株式会社

代表清算人 上口 忠寛

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八
株式会社TOKAIヒューマンリソース
エボル 代表清算人 駐玉 崇

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

名古屋市守山区四軒家二丁目七二七番地の二
ジエイプランニング有限会社

清算人 原田 浩二

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

愛知県知多郡東浦町大字森岡字岡田川四八
番地

清算人 水野 幹夫

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

三重県伊勢市御園町高向二六二五番地
株式会社マーキュリー

代表清算人 辻村 泰文

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

京都市伏見区下鳥羽上三栖町一一番地
一般社団法人薬師堂保存会

代表清算人 安平 次均

解散公告

当会社は、令和七年三月三十一日付けの株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

大阪市北区大淀中一丁目一一番三〇号
インフィニアース商号変更株式会社

代表清算人 水科 隆志

解散公告

当社は、令和七年二月二十一日開催の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

大阪市北区梅田二丁目二番二号大阪駅前第一
ビル一二一一二

株式会社FRAGMENT
代表清算人 東 浩平

解散公告

当社は、令和七年四月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

大阪市北区南森町一丁目四番一一一一〇〇
二号 真和設計工業株式会社

代表清算人 西岡 裕登

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

大阪市生野区巽中三丁目一〇番三五号
一般社団法人エトワール

代表清算人 林 良隆

解散公告

当会社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

大阪市東淀川区豊里五丁目一〇番一三号
有限会社松原興産

清算人 松原 宣子

解散公告

当社は、令和七年二月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

奈良県吉野郡大淀町大字佐名伝六一一番地
中吉野木材市売協同組合

清算人 玉井 和尋

解散公告

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

奈良市西大寺宝ヶ丘四番五号
有限会社ダイム

清算人 日夏 建次

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

鳥取県米子市和田町一二九〇番地一
有限会社ミヤハラ鉄筋

清算人 岡部 典征

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

岡山県真庭市鍋屋六七番地二
株式会社大好き真庭

代表清算人 押柄 幸恵

解散公告

当法人は、令和七年三月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

徳島県板野郡藍住町東中富字龍池傍示七六
番地の七

特定非営利活動法人さわやか徳島
清算人 麻野 武志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

徳島県徳島市国府町矢野二七番地一

解散公告

当社は、令和7年3月二十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

株式会社折目産業
代表清算人 折目 和彦

令和7年5月7日

福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿一〇四番地二

タイキ工業株式会社
代表清算人 漢砂 充広

解散公告

当社は、令和7年3月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

東京都町田市能ヶ谷一丁目七番一号ダイヤ
モンドビル二階 医療法人社団宏建会
清算人 小林 宏基

解散公告(第一回)

当法人は、令和6年8月三十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和7年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

埼玉県さいたま市中央区下落合二丁目一八番六号

解散公告(第一回)

当組合は、令和7年3月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

有限会社浜崎工業
清算人 濱崎 忠幸
清算人 小林 宏基

解散公告(第二回)

当組合は、令和7年4月十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和7年5月2日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

埼玉県さいたま市風渡野南特定土地地区画整理組合

解散公告(第二回)

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和7年5月2日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

代表清算人 山田 嘉松

解散公告(第二回)

当組合は、令和7年4月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和7年5月2日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

埼玉県さいたま市中央区下落合二丁目一八番六号

解散公告(第一回)

当組合は、令和7年3月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和7年5月2日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

代表清算人 尾辻 伸朗

解散公告(第二回)

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和7年5月2日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

富山県高岡市戸出伊勢領一二〇番地

解散公告(第二回)

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公司第一回掲載(令和7年5月2日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

農事組合法人伊勢領第一営農組合
清算人 西尾 勝二

解散公告(第一回)

当法人は、令和6年12月5日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和7年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和7年5月1日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

大阪府堺市中区学園町一番一号

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年1月十三日開催の理事会及び評議員会の決議により令和7年3月二十八日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和7年5月1日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

大阪府大学教職員組合
清算人 岩村 幸治

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年1月十三日開催の理事会及び評議員会の決議により令和7年3月二十八日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和7年5月1日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

神戸市灘区岩屋北町三丁目二番一四号

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年1月十三日開催の理事会及び評議員会の決議により令和7年3月二十八日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和7年5月1日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

学校法人小倉教育会
清算人 小倉 宏之

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年1月十三日開催の理事会及び評議員会の決議により令和7年3月二十八日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和7年5月1日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

鹿児島市武三丁目三三二番一一一〇八号

解散公告(第一回)

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内に決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

有限会社中尾商事
清算人 中尾 治司

解散公告(第一回)

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

鹿児島市中央区天神二丁目三一〇一七一九号

解散公告(第一回)

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

株式会社plus
代表清算人 本多 智美

解散公告(第一回)

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

福岡県宗像市日の里八丁目三番地二

解散公告(第一回)

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

医療法人恵和中央クリニック
清算人 塩谷 邦彦

解散公告(第一回)

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月7日

学校法人小倉教育会
清算人 小倉 宏之

解散公告(第二回)

当法人は、令和五年十一月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年三月三十一日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

福岡市東区青葉六丁目四〇番七号

学校法人原学園

清算人 原 寛

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年八月二十日開催の社員総会の決議並びに令和七年三月二十四日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

熊本県菊池郡菊陽町光の森六丁目一番地三

医療法人プロシード

清算人 谷 栄太郎

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

熊本県中央区水前寺三丁目三〇番四〇号

医療法人社団良明会

清算人 倉富磨智子

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年十一月十八日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により令和七年四月二日をもつて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

大分県別府市北浜三丁目三番一二号

医療法人児玉内科医院

清算人 呂玉 智行

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年二月十七日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

山梨県甲府市上石田町二一六番地

宗教法人御嶽教大嶽山徳神勝榮教会

清算人 加藤 英輔

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当法人は、令和七年五月七日

名古屋市北区清水三丁目一七番三号

医療法人青葉会

清算人 矢野 洋

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年三月三十一日、大阪府教育長の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当法人は、令和七年五月七日

大阪府東大阪市西堤本通西三丁目八番一六号

学校法人西堤学園

清算人 尾崎 寛雄

解散公告(第三回)

当土地改良区は、令和七年三月十七日南九州市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

熊本市中央区水前寺三丁目三〇番四〇号

医療法人社団良明会

清算人 倉富磨智子

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年十一月十八日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により令和七年四月二日をもつて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

鹿児島県南九州市川辺町平山三三四番地

清算法人川辺町土地改良区

代表清算人 上久保純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県紫波郡矢巾町大字間野々第九地割六九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 谷村 ノ工

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

当法人は、令和七年二月十七日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

山形県山形市七日町一丁目四番二四号フ

相続財産清算人 弁護士 外塚 蘭

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当法人は、令和七年五月七日

盛岡さくら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松本 聰子

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当法人は、令和七年五月七日

相続財産清算人 弁護士 加藤 英輔

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当法人は、令和七年五月七日

相続財産清算人 弁護士 松本 聰子

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当法人は、令和七年五月七日

相続財産清算人 弁護士 加藤 英輔

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月七日

山形県山形市七日町一丁目四番二四号フ

相続財産清算人 弁護士 外塚 蘭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県寒河江市大字八鉢二四番地一の乙、最後の住所山形県寒河江市大字八鉢二四

六番地の一の乙

被相続人 亡 工藤 隆弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区本庄西二丁目一八番地、最後の住所大阪府守口市高瀬町一丁目六番二号

被相続人亡前田茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、右被相続人の相続人及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月七日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル別館三〇一号シリウス法律事務所

相続財産清算人弁護士大森裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県日高郡日高川町大字寒川八七八番地、最後の住所和歌山県日高郡田良町大字吹井八〇〇番地の三

右被相続人亡竹本幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月七日

和歌山県和歌山市小松原通一丁目五番地

月山綜合法律事務所

相続財産清算人弁護士阪本倖多

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川市大字奈良三一一番地三、最後の住所岡山県岡山市北区檜津四二九番地一

ケアハウスさえず里

被相続人亡渡辺力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月七日

和歌山県和歌山市小松原通一丁目六番地

月山綜合法律事務所

相続財産清算人弁護士阪本倖多

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市河東町五番、最後の住所山口県熊毛郡上関町大字長島三九八二番地一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市河東町五番、最後の住所山口県熊毛郡上関町大字長島三九八二番地一

被相続人亡白井正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月七日

山口県岩国市錦見八丁目八番一六号

相続財産清算人司法書士安田将宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市香西南町六九七番地七、最後の住所香川県高松市香西南町六九七番地七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月七日

香川県高松市亀井町五番地一百十四ビル

別館河村・柳瀬・明石法律事務所

相続財産清算人弁護士柳瀬治夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市大和町大字尼寺一〇一〇番地、最後の住所佐賀市大和町大字尼寺一七四番地一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月七日

香川県高松市亀井町五番地一百十四ビル

別館河村・柳瀬・明石法律事務所

相続財産清算人弁護士柳瀬治夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市大和町大字尼寺一〇一〇番地、最後の住所佐賀市大和町大字尼寺一七四番地一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月七日

香川県高松市亀井町五番地一百十四ビル

別館河村・柳瀬・明石法律事務所

相続財産清算人弁護士柳瀬治夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川市大字奈良三一一番地三、最後の住所岡山県岡山市北区檜津四二九番地一

ケアハウスさえず里

被相続人亡渡辺力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月七日

和歌山県和歌山市小松原通一丁目六番地

月山綜合法律事務所

相続財産清算人弁護士阪本倖多

相続債権者受遺者への請求申出の催告

五裁判所大阪家庭裁判所

六事件名不在者財産管理人選任申立事件

七事件番号令和六年(家)第八一一九七号

七令和七年五月七日

大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル八階小松法律特許事務所

不在者財産管理人弁護士大住洋

不在者財産管理人による供託公告

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一不在者高良幸雄

住所沖縄県石川市字石川五六一番地

生年月日昭和十七年三月十三日

二供託所那霸地方方法務局沖縄支局

供託番号令和七年度金第六三五号

三裁判所那霸家庭裁判所沖縄支部

事件名不在者財産管理人選任申立事件

事件番号令和六年(家)第八〇七三号

四令和七年五月七日

沖縄県沖縄市松本三丁目三番一七号

不在者財産管理人本田祥子

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十九条の二第二項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一被相続人齋藤利光

最後の住所埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢

生年月日昭和二十四年十月二十一日

死亡年月日令和六年一月二十日

二相続財産清算人司法書士原弘安

三司法書士法人都綜合法律事務所

四家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一不在者皿袋里美

住所大阪市港区市岡元町一丁目八番五十四号

生年月日昭和五十二年八月十日

死亡年月日令和七年度金第三九二号

三供託番号令和七年度金第三九二号

四供託金額三六二、二九七円

五裁判所さいたま家庭裁判所川越支部

六事件名相続財産管理人選任申立事件

七事件番号令和六年(家)第一〇三二九号

無縁墳墓等改葬公告

照林寺墓地、納骨壇整理のために無縁墳墓及び納骨壇等について改葬することとなりましたので、墓地、納骨壇使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓、無縁納骨壇等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

六令和七年五月七日

一墳墓、納骨壇の名称照林寺境内墓地、納骨堂

二死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

三改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

四死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

五改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

六死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

七改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

八死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

九改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

十死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

十一改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

十二死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

十三改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

十四死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

十五改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

十六死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

十七改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

十八死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

十九改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

二十死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

二十一改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

二十二死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

二十三改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

二十四死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

二十五改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

二十六死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

二十七改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

二十八死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

二十九改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

三十死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

三十一改葬を行おうとする者福岡市西区姪の浜六丁目六番四号宗教法人照林寺代表役員桑野宗山

三十二死亡者の本籍及び氏名墓地部、百崎家、百崎セキ、百崎権六、百崎ミドリ、他一基は全て不詳、納骨堂部、河西ルミ子家、河西けい子、河西修、河西繁雄、河西良一、津田好子家、津田安之郎、津田タマ子、三宅善彦家、三宅安子、他詳細不詳、墓地二箇所、納骨堂三箇所

第10期決算公告	
令和7年5月7日	
埼玉県東松山市元宿1-29-17 株式会社SARAH 代表取締役 高橋洋太	
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:百万円)	
科 目	金 額
流动資産	78
固定資産	287
科 目	金 額
流动負債	136
固定負債	270
負 債 合 計	406
資 本	△102
資 本	100
資 本	934
資 本	517
資 本	417
資 本	△1,136
資 本	△1,136
資 本	(167)
資 本	61
資 本	△41
資 産 合 計	365
負債・純資産合計	365
資 産 合 計	365
負債・純資産合計	365

第34期決算公告 令和7年5月7日
東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
Xperi株式会社
代表取締役 西村 明高

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 358,842
	固定資産 248,379
	合 計 607,222
負純 資産 及の び部	流动負債 99,949 (賞与引当金) (△19,351) (有給休暇引当金) (25,615) (原状回復引当金) (42,000)
	株主資本 507,272 資本金 10,000 利益剰余金 497,272 その他利益剰余金 (うち当期純利益) (11,052)
	合 計 607,222

第23期決算公告 令和7年5月7日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地18

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 160,849
	固定資産 16,506
	合 計 177,356
負純 資産 及の び部	流动負債 8,270 固定負債 24,637 株主資本 144,448 資本金 10,000 利益剰余金 134,448 (うち当期純利益) (1,404)
	合 計 177,356

第18期決算公告 令和7年5月7日
埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目10番17号
テコシム・ジャパン株式会社
代表取締役 田口 幸良

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 182,519
	固定資産 1,400
	合 計 183,919
負純 資産 及の び部	流动負債 33,569 固定負債 50,708 株主資本 99,641 資本金 10,000 利益剰余金 89,641 (うち当期純利益) 2,500 その他利益剰余金 87,141 (うち当期純利益) (8,505)
	合 計 183,919

第12期決算公告 令和7年5月7日
東京都港区芝公園3丁目4番30号
32芝公園ビル3階

Bunge Japan株式会社
代表取締役 白土 淳

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 24,216
	固定資産 5,122
	合 計 29,338
負純 資産 及の び部	流动負債 16,739 賞与引当金 15,271 株主資本 12,599 資本金 16,050 利益剰余金 △3,451 その他利益剰余金 (うち当期純利益) △3,451 (112)
	合 計 29,338

第8期決算公告 令和7年3月21日
東京都千代田区丸の内2丁目6番1号
丸の内パークビルディング6階
パートナーズ・グループ・ジャパン

株式会社
代表取締役 大西 康夫

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,327,635
	固定資産 239,567
	合 計 1,567,203
負純 資産 及の び部	流动負債 187,397 (賞与引当金) (144,007) 固定負債 107,503 株主資本 1,272,302 資本金 10,000 利益剰余金 1,262,302 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 1,262,302 (294,190)
	負債・純資産合計 1,567,203

第127期決算公告 令和7年4月21日
東京都渋谷区富ヶ谷2丁目8番1号
松竹映画劇場株式会社
代表取締役 追本 実二

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 21,119
	固定資産 10,470
	合 計 31,589
負純 資産 及の び部	流动負債 406 固定負債 3,356 株主資本 27,827 資本金 50 利益剰余金 27,777 利益準備金 12 その他利益剰余金 27,765 (うち当期純利益) (87)
	合 計 31,589

第49期決算公告 令和7年5月7日
東京都中央区東日本橋三丁目10番6号
株式会社オリオンツアーアイ

代表取締役 浅見 和晶

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,606,269
	固定資産 713,945
	合 計 4,320,214
負純 資産 及の び部	流动負債 1,024,475 固定負債 205,189 株主資本 3,090,550 資本金 248,800 利益剰余金 2,841,750 利益準備金 976 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 2,840,774 (252,595)
	合 計 4,320,214

第19期決算公告 令和7年5月7日
東京都港区赤坂五丁目3番1号
赤坂BIZタワー30階

Tora Trading Services株式会社
代表取締役 高瀬 崇論

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 565,116
	合 計 565,116
負純 資産 及の び部	流动負債 33,699 固定負債 453,626 株主資本 5,000 資本金 448,626 利益剰余金 448,626 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 77,790 新株予約権 565,116
	合 計 565,116

第4期決算公告 令和7年5月7日
東京都港区赤坂二丁目23番1号
アーチビルズフロントタワーROP702

ICペイメントジャパン株式会社
代表取締役 山田 大護

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 17,613
	固定資産 10,000
	合 計 27,613
負純 資産 及の び部	流动負債 8,624 固定負債 18,989 株主資本 100,000 資本金 △81,011 利益剰余金 △81,011 (うち当期純損失) (18,535)
	合 計 27,613

第15期決算公告 令和7年3月24日
石川県金沢市福増町南114番地13
日本物流マネジメント株式会社
代表取締役社長 江田 修一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 330
	固定資産 804
	合 計 2
負純 資産 及の び部	流动負債 126 固定負債 25 株主資本 319 資本金 691 利益剰余金 9 利益準備金 682 その他利益剰余金 11 (うち当期純利益) 671 (70)
	合 計 1,136

第36期決算公告 令和7年3月24日
石川県金沢市福増町南114番地13
株式会社ジャストロジスティクス

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 222
	固定資産 918
	合 計 1,140
負純 資産 及の び部	流动負債 183 固定負債 10 株主資本 20 資本金 937 利益剰余金 15 その他資本剰余金 △5 利益準備金 927 その他利益剰余金 10 917 (136)
	合 計 1,140

第66期決算公告 令和7年3月24日
石川県金沢市福増町北855番地
若松梱包運輸倉庫株式会社
代表取締役社長 江田 修一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 3,592
	固定資産 13,816
	合 計 17,408
負純 資産 及の び部	流动負債 1,255 固定負債 74 株主資本 12,766 資本金 3,387 利益剰余金 12 利益準備金 3,375 その他資本剰余金 3 その他利益剰余金 3,372 (うち当期純損失) (233)
	合 計 17,408

第44期決算公告 令和7年5月7日
栃木県鹿沼市茂呂811番地5
株式会社TANOI
代表取締役 田野井純一
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(万円)
資の 産部	流動資産	46,221
	固定資産	146,765
	合計	192,986
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 株主資本 資本利益 益剩 余金 その他利益 利 益 評 価 ・ 換 算 差 額 等 有 価 證 評 価 差 額 等	45,350 106,735 40,870 9,000 31,870 31,870 (4,676) 31 合計
		192,986

第26期決算公告 令和7年5月7日
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原口ノ坪
2516番地1
株式会社グリーン藤川
代表取締役 藤川 輝男
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	214,637
	固定資産	50,005
	合計	264,643
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 益剩 余金 その他利益 利 益 评 价 ・ 换 算 差 额 等 有 价 证 评 价 差 额 等	16,973 1,000 8,830 238,839 30,000 208,839 6,689 202,150 (3,694) 负债・純資產合計
		264,643

第3期決算公告 令和7年4月15日
東京都江東区大島二丁目2番1号
株式会社ONE POINT ZERO
代表取締役 梶原伸介
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	55,749
	資産合計	55,749
負純 資 産 及 の び部	流动负债 负债合計	11,643
	株主资本 资本利益 益剩 余金 その他利益 利 益 评 价 ・ 换 算 差 额 等 有 价 证 评 价 差 额 等	44,106 9,000 35,106 35,106 (18,257) 纯資產合計 负债・純資產合計
		44,106 55,749

第6期決算公告
令和7年3月28日
東京都豊島区池袋2-53-12
株式会社ワイエーケーワールドローン
代表取締役 田中 宏樹
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	142,631
	固定資産	8,585
	合計	151,217
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 益剩 余金 その他利益 利 益 评 价 ・ 换 算 差 额 等 有 价 证 评 价 差 额 等	29,106 1,000 122,110 50,000 72,110 72,110 (49,095) 合計
		151,217

第4期決算公告
令和7年3月28日
東京都千代田区岩本町3-4-11 1階
株式会社YAKディベロップメント
代表取締役 水神 怜良
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	359,207
	固定資産	375,737
	合計	734,945
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 益剩 余金 その他利益 利 益 评 价 ・ 换 算 差 额 等 有 价 证 评 价 差 额 等	364,177 341 199,237 171,529 5,800 165,729 165,729 (47,681) 合計
		734,945

第18期決算公告
令和7年5月7日
東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOビューティー株式会社
代表取締役 高橋 良輔
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	558,707
	固定資産	179,517
	合計	738,224
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 益剩 余金 その他利益 利 益 评 价 ・ 换 算 差 额 等 有 价 证 评 价 差 额 等	1,041,602 3,529 △306,907 99,900 △406,807 △406,807 (117,869) 合計
		738,224

第8期決算公告
令和7年3月25日
千葉県船橋市習志野台五丁目40番21号
船橋バイオマスエナジー株式会社
代表取締役 小仁 祐
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	11,987
	固定資産	416,995
	合計	428,982
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 益剩 余金 その他利益 利 益 评 价 ・ 换 算 差 额 等 有 价 证 评 价 差 额 等	65,241 360,000 3,740 50,000 △46,259 △46,259 (9,186) 合計
		428,982

第79期決算公告 令和7年4月18日
神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号
山陽タクシー株式会社
代表取締役 吉田 育朗
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産	458
	固定資産	563
	合計	1,022
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 益剩 余金 利息 利 益 评 价 ・ 换 算 差 额 等 有 价 证 评 价 差 额 等	130 120 765 30 735 7 727 (1) 6 合計
		1,022

第59期決算公告 令和7年3月27日
兵庫県姫路市南町31番地
銀ビル興産株式会社
代表取締役 大塚 英木
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	115,399
	固定資産	383,581
	合計	498,980
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 益剩 余金 利息 利 益 评 价 ・ 换 算 差 额 等 有 价 证 评 价 差 额 等	55,336 257,560 8,520 177,564 10,000 167,564 1,450 166,114 (1,494) 合計
		498,980

第24期決算公告
令和7年5月7日
東京都千代田区丸の内1-11-1
ラサールREITアドバイザーズ株式会社
代表取締役 地紙 平
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,282,064
	固定資産	20,041
	合計	2,302,106
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 株主资本 资本利益 益剩 余金 利息 利 益 评 价 ・ 换 算 差 额 等 有 价 证 评 价 差 额 等	703,012 312,547 1,286,545 164,500 154,500 967,545 967,545 (2,109,842) 合計
		2,302,106

第30期決算公告 令和7年5月7日
東京都中央区築地六丁目19番20号
株式会社モウイジャパン
代表取締役 チャールズ・シン・チ・ウー
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	9,479,118
	固定資産	630,662
	合計	10,109,781
負純 資 産 及 の び部	流动负债 (引当金) 固定负债 株主资本 资本利益 益剩 余金 利息 利 益 评 价 ・ 换 算 差 额 等 有 价 证 评 价 差 额 等	3,702,032 (254,719) 6,407,748 400,000 1,860,000 1,860,000 4,147,748 4,147,748 (1,041,474) 负债・純資產合計
		10,109,781

償還公告
社債権者各位
クレディ・アグリコル・エス・エー第7回
期限前償還条項付非上位円貨社債(2020)
(ISIN: JP525022AL60)は、社債の要項
第7項(4)に基づき、令和7年6月4日に1,055
億円全額が、本社債の金額の100%にその
日までの未払いの経過利息を付して期限前
償還されますのでここに公告いたします。
令和7年5月7日
クレディ・アグリコル・エス・エー

第61期決算公告

令和7年5月7日

広島市佐伯区五日市中央一丁目14番4号
広島ガス西中国株式会社
代表取締役 沖本 誠司

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	1,136,902	流动負債	206,033
固定資産	935,594	固定負債	94,817
		退職給付引当金	19,021
		株主資本	1,771,645
		資本金	50,000
		資本剰余金	194,106
		その他資本剰余金	194,106
		利益剰余金	1,527,539
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,515,039
		(うち当期純利益)	(52,076)
資産合計	2,072,497	負債・純資産合計	2,072,497

第64期決算公告

令和7年3月21日

岡山県倉敷市中央1丁目1番44号

株式会社倉敷国際ホテル

代表取締役 山口 勝正

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	110,129	流动負債	2,238,028
固定資産	2,236,172	固定負債	120,207
有形固定資産	2,118,121	株主資本	△11,934
無形固定資産	3,930	資本剰余金	50,000
投資その他の資産	114,121	資本準備金	1,000
		利益剰余金	△62,934
		利益準備金	21,375
		その他利益剰余金	△84,309
		(うち当期純損失)	(15,959)
資産合計	2,346,301	負債・純資産合計	2,346,301

第60期決算公告

令和7年5月7日

広島市東区牛田新町四丁目4番27号
広島ガス北部販売株式会社
代表取締役 谷口 洋一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	581,375	流动負債	173,263
固定資産	781,250	固定負債	109,273
繰延資産	531	株主資本	1,080,619
		資本金	25,000
		資本剰余金	2,988
		資本準備金	2,988
		利益剰余金	1,052,631
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	1,046,381
		(うち当期純利益)	(21,659)
資産合計	1,363,157	負債・純資産合計	1,363,157

第60期決算公告

令和7年5月7日

広島県安芸郡府中町浜田三丁目4番26号
広島ガス東部株式会社
代表取締役 金子 勇一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	2,562,010	流动負債	261,983
固定資産	1,003,736	固定負債	150,878
繰延資産		修繕引当金	50,000
		株主資本	3,152,885
		資本金	32,000
		資本剰余金	2,164
		資本準備金	2,164
		利益剰余金	3,118,720
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	3,110,720
		(うち当期純利益)	(177,932)
資産合計	3,565,747	負債・純資産合計	3,565,747

第54期決算公告

令和7年4月18日

東京都千代田区鍛冶町一丁目5番7号
株式会社不二ビルサービス
代表取締役 濱野上隆志

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,418,766	流动負債	620,749
固定資産	245,326	(賞与引当金)	(18,246)
		(業務災害損失引当)	(40,000)
		固定負債	106,035
		(退職給与引当金)	(72,096)
		株主資本	937,308
		資本金	20,000
		利益剰余金	917,308
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	912,308
		(うち当期純利益)	(42,806)
資産合計	1,664,093	負債・純資産合計	1,664,093

第44期決算公告

令和7年5月7日

徳島県名西郡石井町高川原字高川原
876番地4株式会社エスティツク
代表取締役 高梨 猛

貸借対照表の要旨 (令和6年11月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	684,339	流动負債	497,258
固定資産	190,272	固定負債	6,969
繰延資産	13,748	株主資本	384,502
		資本金	65,000
		資本剰余金	319,502
		利益準備金	3,614
		その他利益剰余金	315,888
		(うち当期純利益)	(61,996)
		評価・換算差額等	△370
		その他有価証券評価差額金	△370
資産合計	888,359	負債・純資産合計	888,359

第50期決算公告

令和7年5月7日

東京都中央区日本橋蛎殻町1-38-11
株式会社アイネスリレーションズ

代表取締役社長 宮原 洋司

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	2,451,815	流动負債	829,545
固定資産	1,623,116	固定負債	957,767
		株主資本	2,319,117
		資本金	100,000
		資本剰余金	272,012
		その他資本剰余金	272,012
		利益剰余金	1,947,105
		利益準備金	61,661
		その他利益剰余金	1,885,444
		(うち当期純利益)	(543,178)
		評価・換算差額等	△31,499
		有価証券評価差額金	△31,499
資産合計	4,074,931	負債・純資産合計	4,074,931

第14期決算公告

令和7年5月7日

東京都中央区銀座六丁目10番1号
GINZA SIX 8階

ユニティ・テクノロジーズ・ジャパン株式会社

代表取締役 上里田 勝

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,384,011,384	流动負債	475,608,038
固定資産	98,464,024	賞与引当金	135,115,925
投資その他の資産	380,163,430	固定負債	69,697,461
		株主資本	1,317,333,339
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	559,570,000
		利益準備金	559,570,000
		その他資本剰余金	747,763,339
		(うち当期純利益)	(164,302,453)
資産合計	1,862,638,838	負債・純資産合計	1,862,638,838

第18期決算公告 令和7年3月28日
沖縄県那覇市銘苅2丁目5番28号
株式会社西原環境おきなわ
代表取締役 友野 貴康
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	1,137,650
	固定資産	75,176
資産合計		1,212,826
負純 資 産 及 の び部	流动負債	819,378
	固定負債	2,626
資本		390,822
資 利	本益	60,000
	余利	330,822
利 益	準備	15,000
	その他利益	315,822
純資産合計		(172,892)
負債・純資産合計		1,212,826

第43期決算公告 令和7年5月7日
東京都中央区八丁堀一丁目9番9号
株式会社新鮮組本部
代表取締役 飯田 武男
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 727,125
	固定資産 1,747,865
負純 資産 及の び部	資産合計 2,474,990
	流动負債 381,942
負純 資産 及の び部	固定負債 397,271
	资本 1,695,776
負純 資産 及の び部	資本 100,000
	资本 210,000
負純 資産 及の び部	余利 210,000
	资本 1,494,349
負純 資産 及の び部	余利 1,494,349
	(うち当期純利益) (299,871)
負純 資産 及の び部	自己株式 △108,573
	負債・純資産合計 2,474,990

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部
を承継して存続し乙は解散することにいたし
ました。効力発生日は令和七年六月十日いた
しました。両社の株主総会の承認決議は令和七年四
月十日に終了しております。この合併に對し
異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から
一箇月以内にお申し出下さい。お、最終貸借対照表の開示状況は次のと
おりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公表義務はありません。
令和七年五月七日
東京都中央区八丁堀二丁目九番九号
（甲）株式会社新鮮組本部
代表取締役 甲斐 飯田一七番一 武男
（乙）有限会社ホソダ企画
代表取締役 細田憲一

第20期決算公告 令和7年3月26日
福岡県大牟田市青葉町74番地
株式会社フレッシュ・ウォーター三池
代表取締役 熊谷 真純
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 152,945
	固定資産 367,873
	資産合計 520,818
負純 資産 及の び部	流动負債 340,853
	株主資本 179,965
	資本剰余金 47,500
負純 資産 及の び部	資本準備金 37,500
	資本準備金 37,500
	利益剰余金 94,965
負純 資産 及の び部	その他の利益剰余金 94,965
	(うち当期純損失) (17,172)
負債・純資産合計	520,818

第 16 期 決 算 公 告

令和7年5月7日

大阪府堺市堺区匠町1番地

株式会社
谷口薫園

貸借対照表の要旨		代表取締役 谷口 英男	
(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)			
資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,842	流 動 負 債	242,050
固 定 資 産	78,441	固 定 負 債	47,830
		株 主 資 本	△ 197,597
		資 本 金	100
		利 益 剰 余 金	△ 197,697
		その他の利益剰余金	△ 197,697
		純 資 産 合 計	△ 197,597
資 産 合 計	92,283	負 債・純 資 産 合 計	92,283

損益計算書の要旨
令和6年1月1日から
令和6年12月31日まで
(単位:百万円)

科	目	金額
売	上	高 58,579
売	上	原 73,188
売	上	総 14,609
販	費及び 売	一般管理 6,389
費		
當	業	損 20,999
當	業	失益 △ 18,411
經	外	損 39,409
特	常	損 △ 43,713
税	引別	損失 83,123
	当期	損失 2
法人税	期	損失 194
事業税		
法人税	等	調整額 83,320
当期	純	損失

第14期決算公告

令和7年5月7日

広島県福山市沼隈町大字常石1083番地

神原汽船株式会社

代表取締役 神原 宏達
貸借対照表の要旨

科 目		金 額
資の 産部	流動資産	10,638
	固定資産	13,061
	合 計	23,698
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流动負債	2,467
	賞与引当金	14
	固定負債	256
	役員退職慰労引当金	145
	退職給付引当金	2
	負債の部合計	2,723
	株主資本	20,732
	資本剰余金	100
	資本準備金	2,007
	利益剰余金	2,007
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	18,624
	評価・換算差額等	18,624
	その他有価証券評価 差額金	(1,234)
		244
	純資産の部合計	20,975
	合 計	23,698

第33期 決算公告
令和7年5月7日 東京都港区海岸1-2-20
エリクソン・ジャパン株式会社
代表取締役社長 岩谷義之

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	53,108	流动負債	42,454
固定資産	3,995	賞与引当金	2,130
		有給休暇引当金	19
		固定負債	889
		賞与引当金	114
		株主資本	13,760
		資本剩餘金	320
		資本準備金	21
		資本剩餘金	21
		利益準備金	13,419
		利益準備金	59
		その他利益	13,360
資産合計	57,103	負債・純資産合計	57,103

損益計算書の要旨

科	目	金額
壳	上高	128,946
壳	上原価	116,003
壳	上総利益	12,943
販売費及び一般管理費		7,587
営業	利益	5,356
営業	外損益	90
経常	利益	5,446
税引前当期純利益		5,446
法人税、住民税及び事業税		1,565
法人税等調整額		27
当期純利益		3,854

官 報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

<https://www.kanpo.go.jp> 



内閣府

第4期決算公告

令和7年3月19日

東京都港区六本木一丁目9番10号
アーチヒルズ仙石山森タワー40階
グルスMF特定目的会社
取締役 長尾 誠貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	21,732,700	流動負債	643,460
匿名組合出資金	21,732,700	固定負債	12,540,000
		負債合計	13,183,460
特定資産合計	21,732,700	社員資本	8,919,057
その他資産	369,817	特定資本金	100
流動資産	240,746	優先資本金	8,853,000
固定資産	32,179	剰余金	65,957
繰延資産	11,185	当期末処分利益	65,957
その他資産合計	369,817	純資産合計	8,919,057
資産合計	22,102,517	負債・純資産合計	22,102,517

損益計算書の要旨
(自 令和6年7月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科目	金額
営業収益	170,193
営業費用	103,366
営業外利益	66,827
営業常益	12
税引前当期純利益	66,839
法人税、住民税及び事業税	882
当期純利益	65,957

第73期決算公告

令和7年5月7日

東京都港区虎ノ門1丁目23番1号
日本チバガイギー株式会社

代表取締役社長 ジョンポール・ブリシーノ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	60,769	流動負債	59,643
固定資産	12,373	固定負債	1,851
		負債合計	61,494
株主資本		11,648	
資本剰余金		100	
その他資本剰余金		81	
利益剰余金		81	
利益準備金		11,466	
その他利益剰余金		25	
純資産合計		11,441	
資産合計	73,143	負債・純資産合計	73,143

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	213,048
売上原価	207,177
売上総利益	5,871
販売費及び一般管理費	209
営業利益	5,662
営業外損益	△183
経常利益	5,479
特別損益	△660
税引前当期純利益	4,819
法人税、住民税及び事業税	1,463
法人税等調整額	168
当期純利益	3,187

第65期決算公告

令和7年5月7日

東京都港区虎ノ門1丁目23番1号
ノバルティスファーマ株式会社

代表取締役社長 ジョンポール・ブリシーノ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	168,541	流動負債	154,860
固定資産	27,637	固定負債	17,499
		負債合計	172,359
株主資本		23,818	
資本剰余金		100	
その他資本剰余金		36	
利益剰余金		23,682	
利益準備金		25	
その他利益剰余金		23,657	
純資産合計		23,818	
資産合計	196,178	負債・純資産合計	196,178

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	288,834
売上原価	206,853
売上総利益	81,980
販売費及び一般管理費	71,362
営業利益	10,618
営業外損益	6,940
経常利益	17,557
特別損益	2,181
税引前当期純利益	19,738
法人税、住民税及び事業税	748
法人税等調整額	2,346
当期純利益	16,643

第24期決算公告

令和7年5月7日

大分市寺崎町二丁目2番1号

タマイアーキテクト株式会社

代表取締役 玉井 良和

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)(単位:円)

科目	金額
資の産部	13,984,857
流動資産	301,270
固定資産	10,111,641
合計	14,286,127
負純資産及び部	0
流動負債	4,174,486
固定負債	40,000,000
株主資本	△35,825,514
利益剰余金	△35,825,514
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(736,890)
合計	14,286,127

令和7年5月7日
大分市寺崎町二丁目2番1号タマイアーキテクト株式会社
代表取締役 玉井 良和資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千万円減少し一千
万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
りです。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。

第24期決算公告

令和7年5月7日

東京都千代田区丸の内1-11-1

ラサール不動産投資顧問株式会社

代表取締役 奥村 邦彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科目	金額
資の産部	流動資産
	固定資産
	合計
負債部	流動負債
	固定負債
	合計
負債の部合計	6,608,393
株主資本	12,304,714
資本剰余金	490,000
資本準備金	480,000
利益剰余金	11,334,714
その他利益剰余金(うち当期純利益)	(7,086,238)
評価・換算差額等	48,080
その他有価証券評価差額金	48,080
純資産の部合計	12,352,794
合計	18,961,188

第50期決算公告

令和7年5月7日

徳島県阿波市吉野町西条字原市205番地

オリジン株式会社

代表取締役 高梨 猛

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科目	金額
資の産部	流動資産
	固定資産
	合計
負債部	流動負債
	固定負債
	合計
負債合計	695,024
株主資本	401,425
資本剰余金	70,000
その他資本剰余金	2,000
利益剰余金	2,000
利益準備金	329,425
その他利益剰余金(うち当期純利益)	8,050
評価・換算差額等	321,375
その他有価証券評価差額金	(40,052)
純資産合計	405,174
合計	1,100,198

第31期決算公告

令和7年5月7日
兵庫県西宮市甲子園浦風町11番3号
株式会社イクサムトータルプランニング
代表取締役 野中 喜好

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	7,070
固定資産	29,898
総計	56
合計	37,024
負純資産及のび部	
流動負債	5,304
固定負債	74,820
株主資本	△43,099
資本利益	30,000
その他利益	△73,099
剰余金	△73,099
(うち当期純損失)	(234)
合計	37,024

第65期決算公告

令和7年5月7日
兵庫県西宮市甲子園浦風町11番3号

株式会社タワヨシ

代表取締役 田和 良久

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	142,352
固定資産	778,659
総計	12
合計	921,024
負純資産及のび部	
流動負債	87,890
固定負債	344,573
株主資本	488,561
資本利益	40,000
その他利益	448,561
剰余金	9,190
準備金	439,371
その他利益剰余金	(4,609)
準備金	
合計	921,024

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月7日
兵庫県西宮市甲子園浦風町11番3号

(甲) 株式会社タワヨシ
代表取締役 田和 良久
(乙) 株式会社イクサムトータルプランニング
代表取締役 野中 喜好

第35期決算公告

令和7年5月7日
群馬県前橋市古市町210番地3
株式会社データシステム
代表取締役 大本 寛

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	69,353
固定資産	416
合計	0
資産合計	69,769
負純資産及のび部	
流動負債	5,687
固定負債	0
株主資本	64,082
資本利益	25,000
剰余金	39,082
その他利益剰余金	39,082
(うち当期純利益)	(2,542)
負債・純資産合計	69,769

第38期決算公告

令和7年5月7日
群馬県前橋市古市町210番地3
株式会社C Sテクノ
代表取締役 大本 寛

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	53,405
固定資産	30,410
合計	0
資産合計	83,816
負純資産及のび部	
流動負債	16,605
固定負債	0
株主資本	67,211
資本利益	10,000
剰余金	57,211
その他利益剰余金	57,211
(うち当期純損失)	(1,407)
負債・純資産合計	83,816

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月7日
群馬県前橋市古市町210番地3
群馬県前橋市古市町210番地3
株式会社C Sテクノ
代表取締役 大本 寛

(甲) 株式会社C Sテクノ
代表取締役 大本 寛
(乙) 株式会社データシステム
代表取締役 大本 寛

第20期決算公告

令和7年5月7日
宮城県仙台市太白区中田六丁目32番1号
株式会社トライ・ダブリュー
代表取締役 近江 康博

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	142,691
固定資産	349,545
合計	492,236
負純資産及のび部	
流動負債	318,363
固定負債	196,873
株主資本	△23,000
資本利益	30,000
剰余金	△53,000
その他利益剰余金	△53,000
(うち当期純損失)	(35,802)
合計	492,236

第22期決算公告

令和7年5月7日
宮城県仙台市泉区市名坂字櫛町140番地の1

株式会社トライ・ブイ

代表取締役 近江 康博

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	847,774
固定資産	541,518
合計	1,389,292
負純資産及のび部	
流動負債	741,173
固定負債	306,729
株主資本	341,390
資本利益	50,000
剰余金	291,390
その他利益剰余金	291,390
(うち当期純利益)	(31,974)
合計	1,389,292

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の発生日は令和7年7月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月7日
宮城県仙台市泉区市名坂字櫛町140番地の1
株式会社トライ・ブイ
代表取締役 近江 康博
(乙) 株式会社トライ・ダブリュー
代表取締役 近江 康博

(甲) 株式会社トライ・ブイ
代表取締役 近江 康博
(乙) 株式会社トライ・ダブリュー
代表取締役 近江 康博

令和7年度火薬類取扱保安責任者試験等(都道府県知事が行わせることとした試験)の実施公告

火薬類取扱法施行規則第73条の規定に基づき、令和7年度甲種火薬類取扱保安責任者試験、乙種火薬類取扱保安責任者試験及び丙種火薬類製造保安責任者試験の実施の期日、場所その他の試験の実施に關し必要な事項を次のように定めたので公告する。

令和7年5月7日
経済産業大臣指定「指定試験機関」公益社団法人 全国火薬類保安協会
東京都中央区八丁堀4丁目13番5号幸ビル
TEL 03-3553-8762
会長 宮道 建臣

- 試験日時 令和7年8月31日(日)午後1時開始
- 試験地 札幌市、旭川市、帯広市、青森市、秋田市、山形市、盛岡市、仙台市、郡山市、宇都宮市、水戸市、前橋市、坂戸市、東京都墨田区、千葉市、横浜市、新潟市、松本市、甲府市、静岡市、名古屋市、岐阜市、津市、富山市、金沢市、福井市、大津市、京都市、奈良市、和歌山市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、鳥取市、松江市、山口市、高松市、松山市、徳島市、高知市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市
- 受験願書の受付期間 令和7年6月17日(火)から6月26日(木)まで(郵送による場合は6月26日(木)の消印のあるものまで有効。)
- 受験料 18,000円
- 受験願書及び受験に必要な書類は、各都道府県試験事務所において配布する。郵送を希望する場合は、郵送料として180円切手を同封して、各都道府県試験事務所に申し込むこと。なお、青森県での受験希望者は、全国火薬類保安協会に申し込むこと。
- 受験願書提出先 受験希望地の公益社団法人全国火薬類保安協会都道府県試験事務所

第17期決算公告 令和7年5月7日
大阪府寝屋川市秦町39番7号
エスビル2階

株式会社スペース・クリエイト

代表取締役 池田 孝明

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 繰延資産	322,604 1,331,771 990
合計		1,655,367
負純 資 産 及 び 部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他利益 余金 (うち当期純利益)	39,285 1,546,042 70,039 40,000 30,039 30,039 (23,016)
合計		1,655,367

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月7日

大阪府寝屋川市秦町39番7号エスビル2階
株式会社スペース・クリエイト
代表取締役 池田 孝明

第19期決算公告

令和7年5月7日

名古屋市南区寺部通三丁目7番1

株式会社アンプロス

代表取締役 安藤 弘

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	135,553 208,028
合計		343,582
負純 資 産 及 び 部	流动負債 固定負債 資本 利益 その他利益 余金 (うち当期純利益)	64,403 22,896 256,282 10,000 246,282 246,282 (9,868)
合計		343,582

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を八億千八百五十五万七千円減少し〇円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月7日

名古屋市南区寺部通三丁目7番1
株式会社アンプロス
代表取締役 安藤 弘

第55回建築物環境衛生管理技術者試験に関する公示

第55回建築物環境衛生管理技術者試験の施行について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第16条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和7年5月7日

公益財団法人日本建築衛生管理教育センター

理事長 宇都宮 啓

1 試験期日 令和7年10月5日(日)

2 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3 試験科目

- (1) 建築物衛生行政概論 (5) 給水及び排水の管理
- (2) 建築物の構造概論 (6) 清掃
- (3) 建築物の環境衛生 (7) ねずみ、昆虫等の防除
- (4) 空気環境の調整

4 試験の概要

受験資格及び受験の手続き等詳細については、受験の手引に記載のとおりとする。

5 受験に関する書類の提出期限

受験に関する書類は、令和7年5月7日(水)から同年6月16日(月)までの間に「〒150-8681 東京都渋谷郵便局留 公益財団法人日本建築衛生管理教育センター建築物環境衛生管理技術者試験 願書受付係」に郵送又は公益財団法人日本建築衛生管理教育センター(以下「教育センター」という。)のホームページの受験申請画面より手続きを完了すること。なお、郵送の場合、同年6月16日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

また、インターネットにより申し込む場合は、同年6月16日(月)16時までに受験手数料の納付決済を含め申込手続きのデータ受信を完了したものに限り受け付ける。なお、受験手数料の額は受験の手引を参照すること。

6 合格発表

合格者の発表は、令和7年11月11日(火)に教育センターにおいて、その受験番号を掲示するとともに教育センターのホームページにその番号を掲載して行う。

7 受験願書等の入手方法

受験の手引、願書用紙、実務従事証明書用紙、受験写真用台紙兼払込確認用紙は、原則として次の(1)又は(2)のいずれかの方法により入手すること。

- (1) 教育センターのホームページ(<https://www.jahmec.or.jp>)から、受験願書等の用紙をダウンロードして印刷したものを使用すること。
- (2) 住所、氏名及び郵便番号を記載し、180円分の切手を貼った角形2号の返信用封筒を同封し、請求用封筒の表に「受験願書等の請求」と注記して、教育センター業務部国家試験課に郵送により、受験願書一式を請求すること。

第31期決算公告

令和7年3月31日

東京都品川区東品川四丁目12番8号

品川シーサイドイースタワー2階

AWPジャパン株式会社

代表取締役社長 金子 智一

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	5,325,672 381,627
合計		5,707,299
負債及び純資産の部	流動負債 固定負債 退職給付引当金	4,519,047 94,800 2,072,012 103,950
合計		6,591,060
株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△883,760 100,000 — △983,760 △983,760 (286,674)	△883,760 △983,760 (286,674)
純資産合計		△883,760
負債・純資産合計		5,707,299

第103期決算公告

令和7年5月7日

東京都中央区日本橋小舟町7番2号

株式会社浅沼商会

代表取締役社長 相川千代治

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:百万円)

科	目	金額
資産の部	流動資産 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産	3,181 8,314 5,633 73 2,606
合計		11,495
負債及び純資産の部	流動負債 固定負債 退職給付引当金 退職給付引当金 特別修繕引当金 その他	666 2,103 97 435 82 1,487
合計		2,769
株主資本 資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 自己株式 評議・換算差額等 その他有価証券評議 差額金	7,777 100 35 35 8,757 33 8,723 (139) △1,115 948 948	7,777 100 35 35 8,757 33 8,723 (139) △1,115 948 948
合計		8,725
負債・純資産合計		11,495